

令和2年度版大阪府水防計画 改正の概要

○ 洪水浸水想定区域図の指定に伴う変更の反映

- 大津川・榎尾川の洪水予報通信連絡系統図において必要な通知先の見直しを反映(第5章第4節)
- 水位情報通知先の見直しを反映(第5章第5節)
- 佐野川の水防警報発表基準水位の見直しを反映(第5章第6節)
- 府管理河川の浸水想定区域図指定状況の見直しを反映(第17章第1節)

○ 警戒レベルに関する記述の追加(第5章第9節)

第4節 大阪府知事指定河川の洪水予報

大阪府と大阪管区気象台は共同して、洪水予報実施要領に基づき、次の河川の注意報及び警報を行うものとする。実施要領は、資料編の大阪府知事指定河川洪水予報実施要領のとおりである。

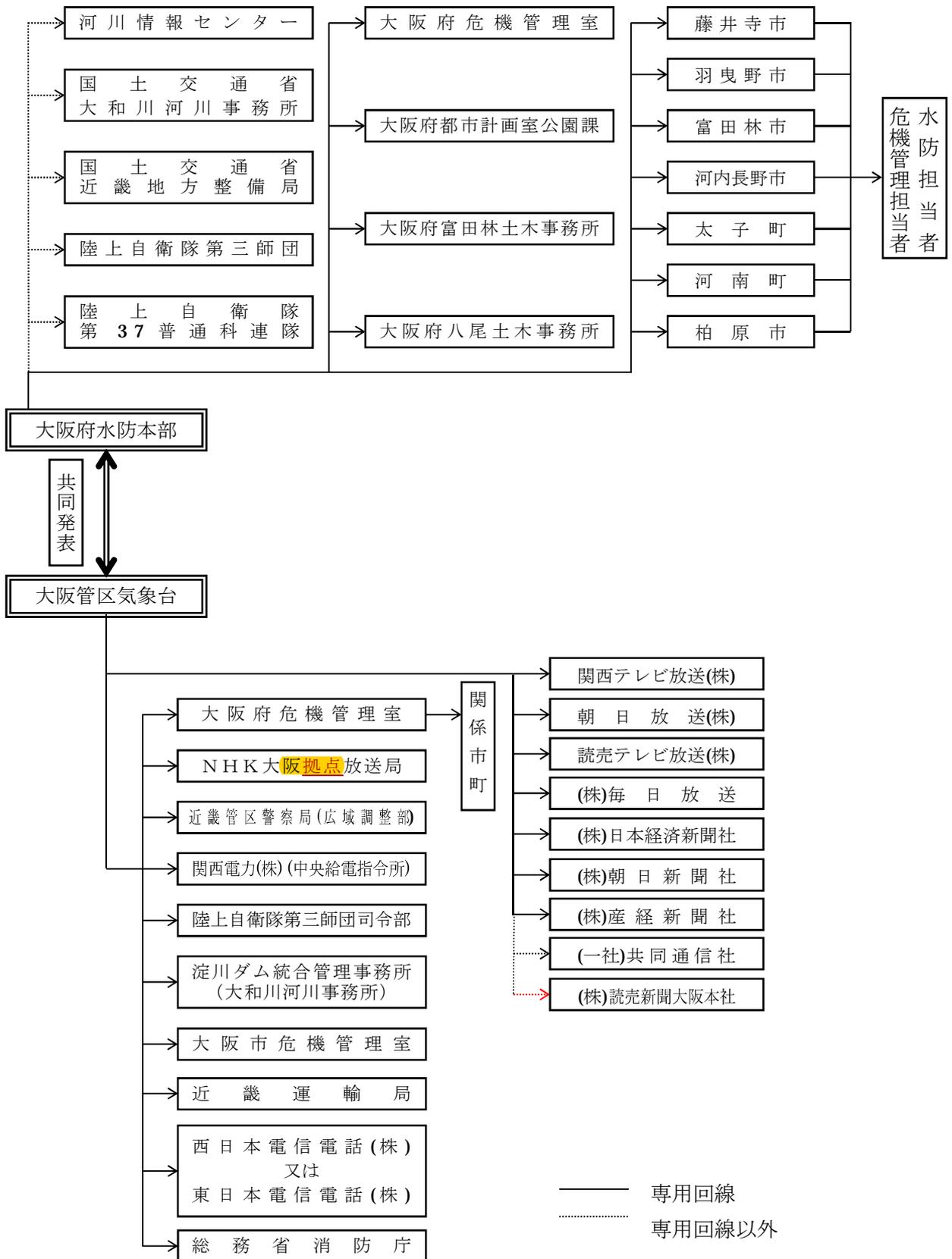
1. 対象河川

発表単位	河川名		延長 (km)	基準点	氾濫注 意水位 (m)	避難判 断水位 (m)	氾濫危 険水位 (m)
神崎川 ・安威川	神崎川	安威川合流点から旧猪名川合流点	8.3	三国	3.80	4.85	5.00
	安威川	茨木市安威三丁目地先長ヶ橋下流端から神崎川合流点	15.6	千歳橋	3.25	3.65	4.00
寝屋川 流域	寝屋川	寝屋川市平池町地先桜木水門下流端から旧淀川合流点	16.0	京橋	3.00	3.20	3.30
				寝屋川治水緑地	4.20	5.35	5.45
	第二寝屋川	恩智川分派点から寝屋川合流点	11.6	昭明橋	3.40	4.40	4.55
	恩智川	柏原市大槻三丁目地先大槻橋下流端から寝屋川合流点	15.5	住道	3.90	4.40	4.70
				恩智川治水緑地	7.05	7.20	7.35
	平野川	大和川分派点から第二寝屋川合流点	17.4	剣橋	3.30	4.00	4.15
				太子橋	9.46	10.90	11.00
	平野川分水路	平野川分派点から寝屋川合流点	6.7	今里大橋	3.30	3.40	3.50
古川	守口市大久保町五丁目地先から寝屋川合流点	7.4	桑才	3.20	3.30	3.40	
楠根川	八尾市西山本町一丁目地先近鉄鉄橋下流端から第二寝屋川合流点	3.2	萱振大橋	6.74	8.00	8.05	
石川	石川	河内長野市高向地先町井大橋から大和川合流点	18.5	玉手橋	3.90	4.60	4.80
				金剛大橋	2.00	2.20	2.40
大津川 ・槇尾川	大津川	牛滝川、槇尾川合流点から海	2.6	川中橋	1.75	1.90	2.20
	槇尾川	父鬼川合流点から大津川合流点	15.1				
牛滝川	牛滝川	岸和田市稲葉町地先稲葉橋下流端から大津川合流点	7.3	山直橋	1.25	2.20	2.30

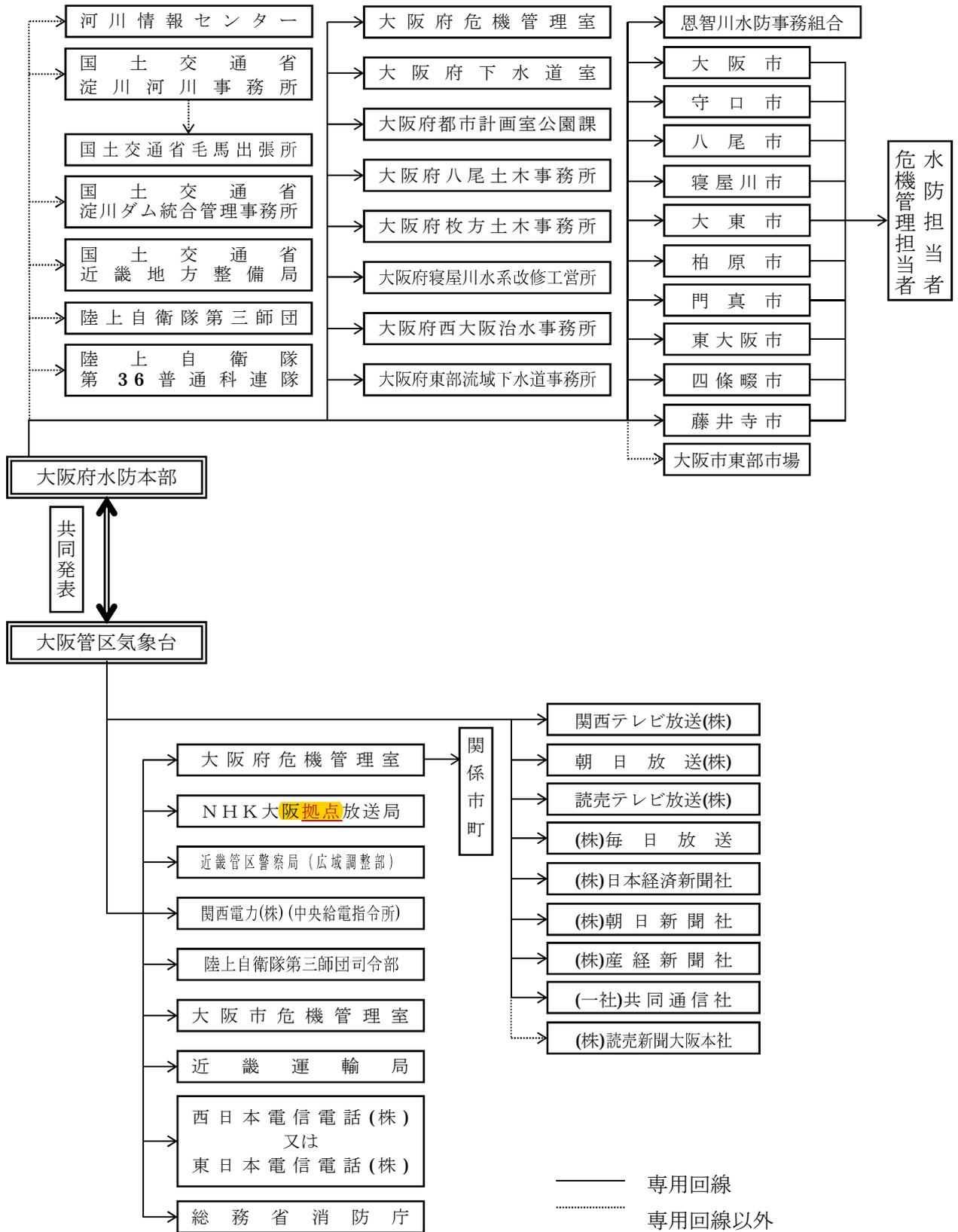
2. 発表の基準

種類	発表の基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間で氾濫が発生したとき

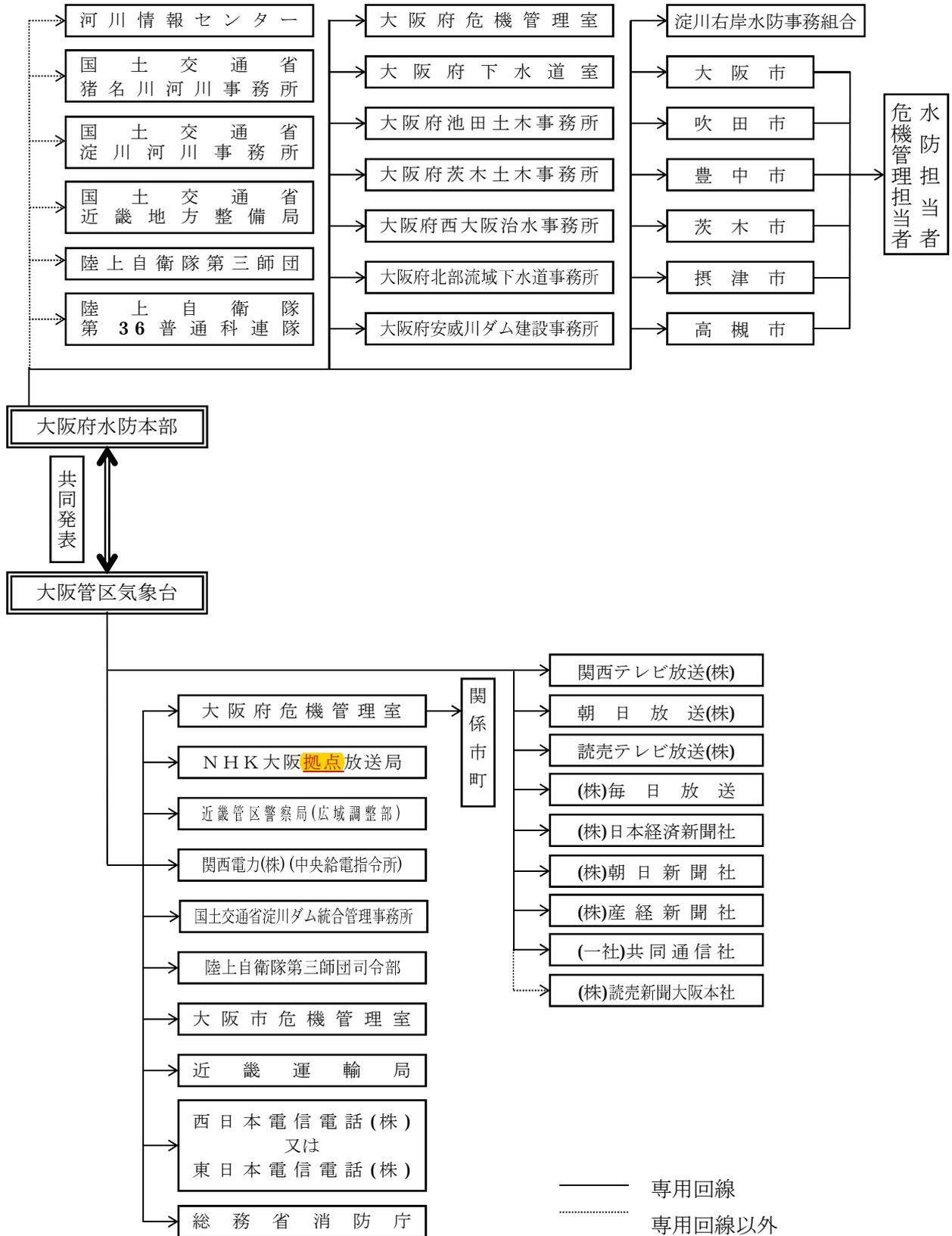
3. 石川洪水予報通信連絡系統図



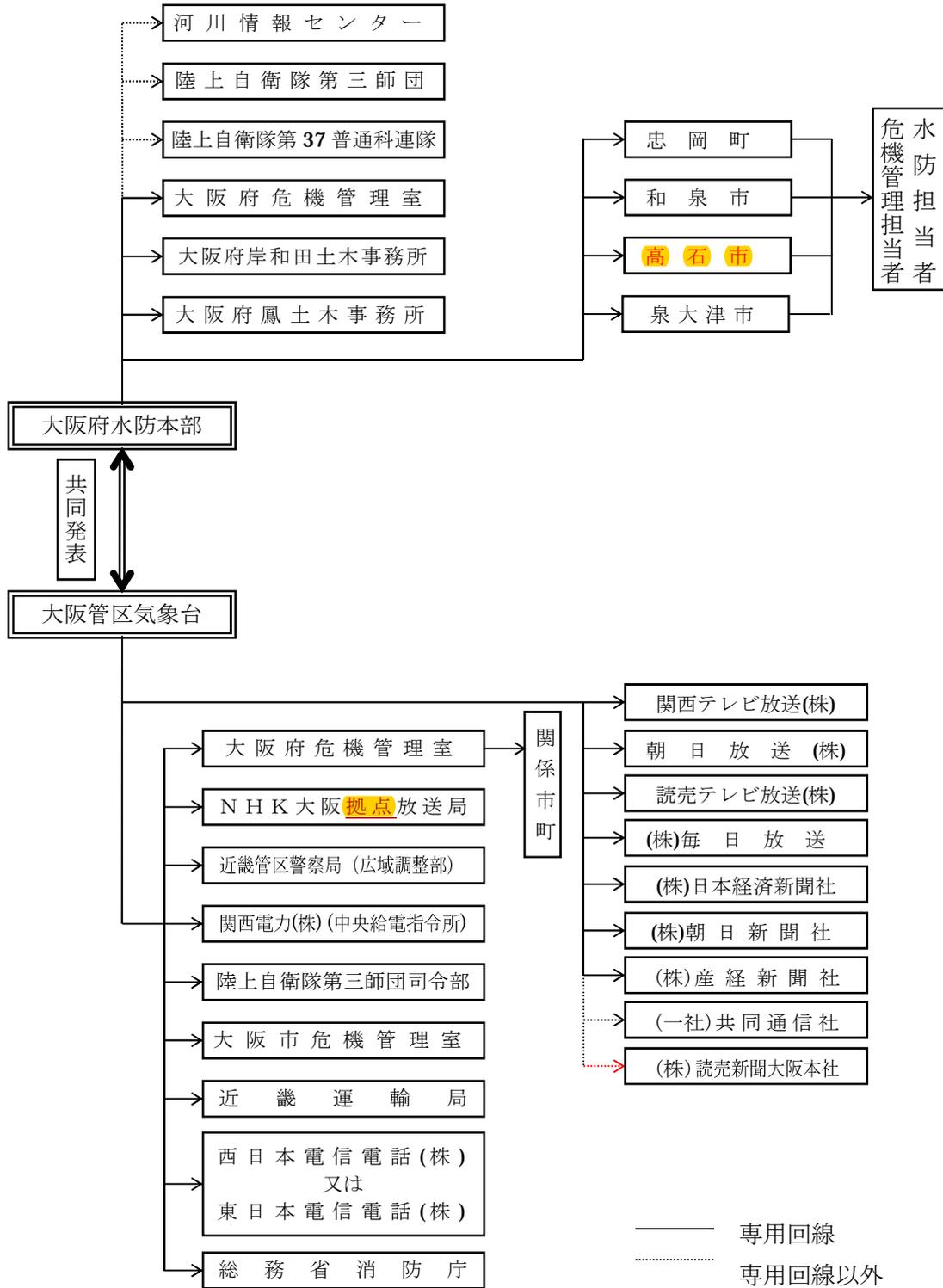
4. 寝屋川流域洪水予報通信連絡系統図



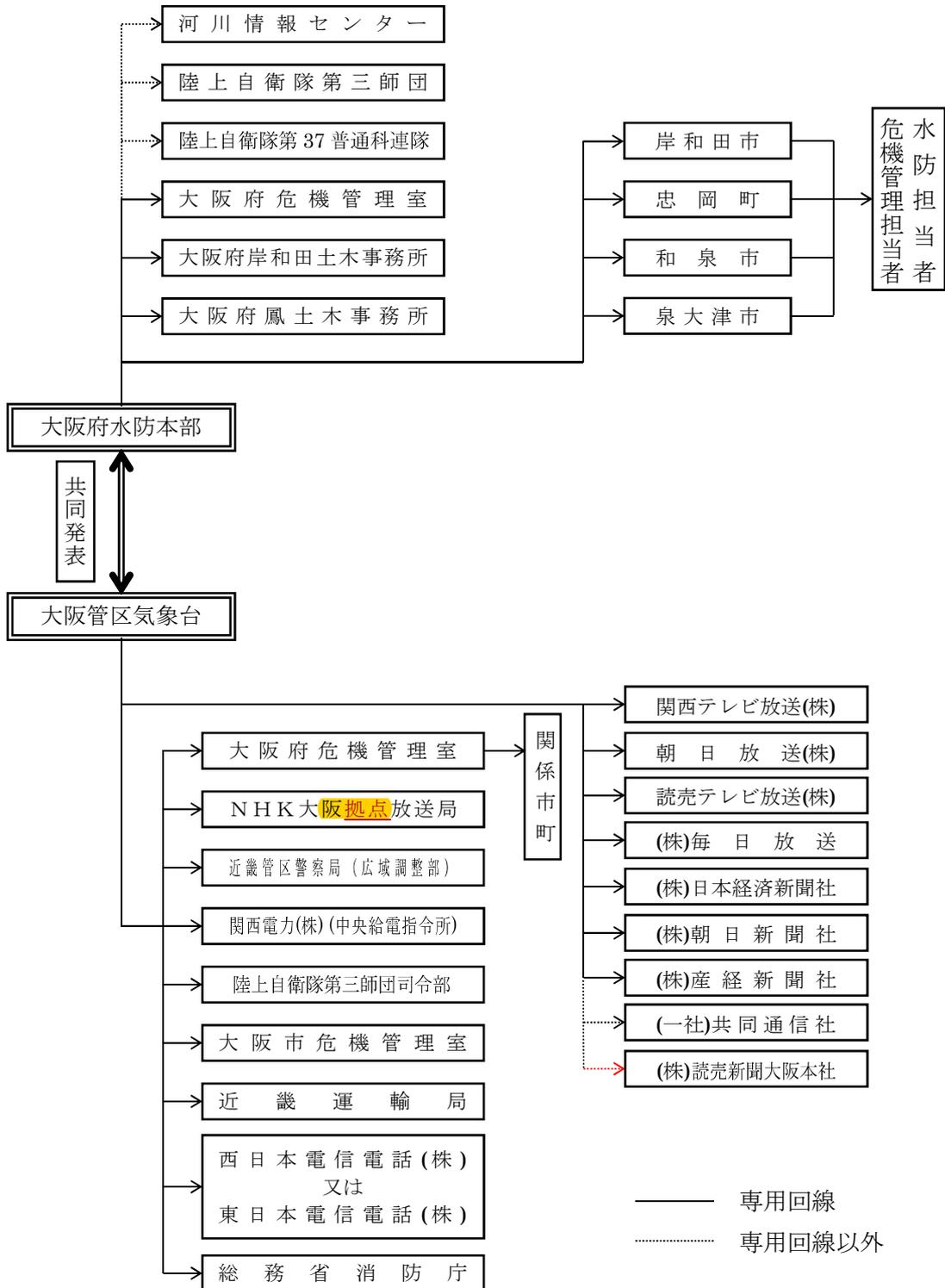
5. 神崎川・安威川洪水予報通信連絡系統図



6. 大津川・槇尾川洪水予報通信連絡系統図



7. 牛滝川洪水予報通信連絡系統図



第5節 水位情報周知河川の水位到達情報

1. 水位情報周知河川

知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川であり、水位到達情報を発表する。

種 別	河川数、河川名等
水防警報河川(洪水)	39 河川
洪水予報河川	13 河川 【石川、寝屋川、第二寝屋川、恩智川、神崎川、安威川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川、大津川、牛滝川、槇尾川】
水位情報周知河川	26 河川 【余野川、箕面川、千里川、天竺川、兎川、高川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川、天野川、穂谷川、船橋川、東除川、西除川、石津川、芦田川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、榎井川、男里川】

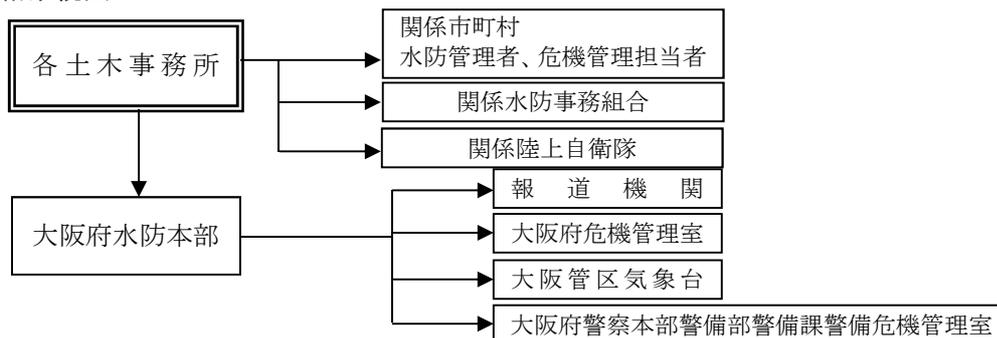
2. 水位到達情報

知事が指定する水位情報周知河川について、避難判断水位（市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難勧告等の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

なお、水位情報周知河川の河川名、発表者及び通知先は第5節4、発表する情報は下表、起点及び終点並びに対象量水標及びその対象量水標における避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は第6節9「知事指定河川」の1. 洪水区域にあり、その発表文は資料編様式第9号、第9-1号及び第9-2号のとおりである。

発表情報	発表の基準
氾濫警戒情報	対象量水標で避難判断水位に到達した場合
氾濫危険情報 (洪水特別警戒水位到達情報)	対象量水標で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合

3. 連絡系統図



4. 水位情報の発表者及び通知先

対象管内	発表者	水位情報 周知 河川名	指定河川に対する水位情報通知先			
			受報者		受報担当者	
池田 土木事務所 管内	池田土木 事務所長	余野川	池田市 水防管理者 池田市 危機管理担当者	都市建設部長 危機管理課長		
		箕面川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者	危機管理室長 同上		
			池田市 水防管理者 池田市 危機管理担当者	都市建設部長 危機管理課長		
			箕面市 水防管理者 箕面市 危機管理担当者	総務部長 同上		
			兵庫県宝塚土木事務所 兵庫県伊丹市 水防管理者 兵庫県伊丹市 危機管理担当者	管理第二課長 危機管理室長 同上		
			千里川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者	危機管理室長 同上	
				箕面市 水防管理者 箕面市 危機管理担当者	総務部長 同上	
豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者	危機管理室長 同上					
天竺川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者	危機管理室長 同上				
	兔川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者	危機管理室長 同上			
高川		豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者	危機管理室長 同上			
	大阪市 水防管理者 大阪市 危機管理担当者	河川課長 工務担当部長				
	吹田市 水防管理者 吹田市 危機管理担当者	危機管理室長 危機管理室長 同上				
	茨木 土木事務所 管内	茨木川	茨木市 水防管理者 茨木市 危機管理担当者	危機管理課長 同上		
			山田川	摂津市 水防管理者 摂津市 危機管理担当者	総務部長 同上	
吹田市 水防管理者 吹田市 危機管理担当者		危機管理室長 同上				
芥川		高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者	危機管理室長 同上			
		淀川右岸水防事務組合水防管理者	事務局長			
女瀬川		高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者	危機管理室長 同上			
	檜尾川	高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者	危機管理室長 同上			
淀川右岸水防事務組合水防管理者		事務局長				
水無瀬川	島本町 水防管理者 島本町 危機管理担当者 高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 淀川右岸水防事務組合水防管理者	危機管理室長 同上 危機管理室長 同上 事務局長				

対象管内	発表者	水位情報 周知 河川名	指定河川に対する水位情報通知先	
			受報者	受報担当者
枚方 土木事務所 管内	枚方土木 事務所長	天野川	枚方市 水防管理者 枚方市 危機管理担当者 交野市 水防管理者 交野市 危機管理担当者 淀川左岸水防事務組合水防管理者	土木部長 危機管理室長 道路河川課長 危機管理室付課長 事務局長
		穂谷川	枚方市 水防管理者 枚方市 危機管理担当者 淀川左岸水防事務組合水防管理者	土木部長 危機管理室長 事務局長
		船橋川	枚方市 水防管理者 枚方市 危機管理担当者 淀川左岸水防事務組合水防管理者	土木部長 危機管理室長 事務局長
富田林 土木事務所 管内	富田林土木 事務所長	東除川	羽曳野市 水防管理者 羽曳野市 危機管理担当者 松原市 水防管理者 松原市 危機管理担当者 大阪市 水防管理者 大阪市 危機管理担当者 藤井寺市 水防管理者 藤井寺市 危機管理担当者 八尾市 水防管理者 八尾市 危機管理担当者	危機管理室長 同上 危機管理課長 同上 河川課長 工務担当部長 危機管理室長 危機管理室長 同上 都市整備部長 危機管理監
		西除川 (上流域)	大阪狭山市 水防管理者 大阪狭山市 危機管理担当者 堺市 危機管理室 堺市 水防管理者	危機管理担当部長 同上 危機管理室長 土木部長
		西除川 (下流域)	堺市 危機管理室 堺市 水防管理者 松原市 水防管理者 松原市 危機管理担当者	危機管理室長 土木部長 危機管理課長 同上
鳳 土木事務所 管内	鳳土木 事務所長	石津川 (全区域)	堺市 危機管理室 堺市 水防管理者	危機管理室長 土木部長
		芦田川	高石市 水防管理者 高石市 危機管理担当者 堺市 危機管理担当者 堺市 水防管理者 泉大津市 危機管理担当者 泉大津市 水防管理者	総務部長 同上 危機管理室長 土木部長 危機管理監 都市政策部長

対象管内	発表者	水位情報 周知 河川名	指定河川に対する水位情報通知先	
			受報者	受報担当者
岸和田 土木事務所 管内	岸和田土木 事務所長	春木川	岸和田市 水防管理者	危機管理課長
			岸和田市 危機管理担当者	同上
		津田川	岸和田市 水防管理者	危機管理課長
			岸和田市 危機管理担当者	同上
		貝塚市 水防管理者	危機管理課長	
			貝塚市 危機管理担当者	同上
		近木川	貝塚市 水防管理者	危機管理課長
貝塚市 危機管理担当者	同上			
見出川	貝塚市 水防管理者	危機管理課長		
	貝塚市 危機管理担当者	同上		
	泉佐野市 水防管理者	市民協働課危機管理担当参事		
	泉佐野市 危機管理担当者	同上		
熊取町 水防管理者	水とみどり課長			
	熊取町 危機管理担当者	危機管理課長		
	佐野川	泉佐野市 水防管理者	市民協働課危機管理担当参事	
泉佐野市 危機管理担当者		同上		
熊取町 水防管理者		水とみどり課長		
熊取町 危機管理担当者		危機管理課長		
榎井川	泉佐野市 水防管理者	市民協働課危機管理担当参事		
	泉佐野市 危機管理担当者	同上		
	泉南市 水防管理者	道路課長		
	泉南市 危機管理担当者	危機管理課長		
	田尻町 水防管理者	都市政策課長		
田尻町 危機管理担当者	危機管理対策プロジェクトチーム課長			
男里川	泉南市 水防管理者	道路課長		
	泉南市 危機管理担当者	危機管理課長		
	阪南市 水防管理者	管理課長		
	阪南市 危機管理担当者	危機管理課長		

第6.7節 水防警報及び水防情報

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は知事が発表する。

1. 国土交通大臣の行う水防警報

淀川、大和川、石川、猪名川について、洪水、津波又は高潮のおそれがあるときなど、必要と認めるときは、国土交通大臣（淀川：淀川河川事務所長、大和川及び石川：大和川河川事務所長、猪名川：猪名川河川事務所長）は、水防警報を発し、直ちにその警報事項を水防本部長に通知する。

その区域及び通知先は第6節6及び7「国土交通大臣指定河川」、その発表文は資料編様式第6号～8号「淀川、大和川、石川、猪名川、水防警報・情報発表文」のとおりである。

水防本部長は水防警報の通知を受けたときは直ちにその受けた通知に係る事項を関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。

2. 知事の行う水防警報

淀川、大和川、猪名川以外の河川又は海岸等のうち、知事の指定するものについて、洪水、津波又は高潮のおそれがあるときなど、必要と認めるときは、現地指導班長は適宜水防警報を発表し、直ちにその警報事項を関係水防管理者に通知すると共にその旨を水防本部に通知する。なお、近地津波の場合は、時間に余裕のない可能性が高いことから、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表をもって水防警報が発表されたものとみなし、通知は省略する。

水防本部はこれを政策企画部危機管理室及び大阪府警察本部へ連絡する。

その河川名及び海岸名、発表担当者及び通知先は第6節8及び9の「知事指定河川・海岸」、その発表文は資料編様式第10号、10-1号のとおりである。

3. 水防警報発表の段階

(1) 洪水時の河川の場合

段階	種類	内容	発表基準
第1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認められるとき。
第2	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により、必要と認められるとき。

第 3	出 動	1) 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 2) 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	1) 氾濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 2) 氾濫警戒情報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
第 4	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(注) 観測施設の故障、損壊等によって水防警報を公表できないときは、理由を附して関係機関に通知する。

(2) 高潮時の河川・海岸の場合

段 階	種 類	内 容	発表基準
第 1	待 機	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮による潮位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。	気象・波浪・高潮状況等により待機の必要を認めるとき。
第 2	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	気象・波浪・高潮状況等により準備の必要を認めるとき。
第 3	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象・波浪・高潮状況等により越波が起こるおそれがあるとき。
第 4	解 除	激しい越波・高潮の発生及びおそれなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・高潮状況等により越波の発生或いはおそれなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(3) 津波時の河川・海岸の場合

段 階	種 類	内 容	発表基準
第 3	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報・津波警報・津波注意報が発表される等必要と認められるとき。
第 4	解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

4. 水防警報発表の時期

種 別	国土交通大臣指定				大阪府知事指定			
	河川海岸 名	淀川(福島)	淀川(枚方)	大和川 (柏原)	猪名川 (小戸)	洪水区域	高潮区域	津波区域
第1段階 待 機	高潮注意 報が発表 されたとき	氾濫注意 (警戒) 水 位を越す 10時間 前	氾濫注意 (警戒) 水 位に達す る約4時 間前	氾濫注意 (警戒) 水 位に達す る約1時 間前	水防団待 機(指定) 水位に達 するとき			
第2段階 準 備	陸 閘閉鎖 水位を越 す5時間 前	氾濫注意 (警戒) 水 位を越す 7時間前	氾濫注意 (警戒) 水 位に達す る約3時 間前	氾濫注意 (警戒) 水 位に達す る約1時 間前	水防団待機水 位(通報水位) に達したとき (ただし、降雨 が全く無く、感 潮による影響 のみの場合は 別途判断する)	潮 位 が O.P.+2.00m に達し、な お著しく上 昇のおそれ があるとき		
第3段階 出 動	陸 閘閉鎖 水位を越 す3時間 前	氾濫注意 (警戒) 水 位を越す 2時間前	氾濫注意 (警戒) 水 位に達す る約2時 間前	氾濫注意 水位 (警 戒) 水位に 達する約 30分 前	①氾濫注意水 位(警戒水位) に達したとき ②氾濫注意水 位(警戒水位) に近づき、達す るおそれがあ るとき、あるい は、超えること が予想される とき	水防計画 19 頁 2-(2) 出動 の状態にな ったとき	大 津波警 報・津波警 報・津波注 意報が発表 され たとき	
第4段階 解 除	水防活動の終わるとき。		水位が氾濫注意水位 (警戒水位) 以下にな り、水防活動を必要と しなくなったとき。		同 左	同 左	巡視等により 被害が確認さ れなかったと き、または応急 復旧等が終了 した時等、水防 作業を必要と する状況が解 消した認め るとき	
準備解除	—				水防団待機水 位(通報水位) を下回ったと き、または、水 防団待機水位 (通報水位)を 上回っている 状況で大雨(洪 水)注意報が解 除されたとき	—		

※O.P. : 大阪湾最低潮位、T.P. : 東京湾平均海面 (T.P. 上±0.0m のとき、O.P. 上+1.3m となる)

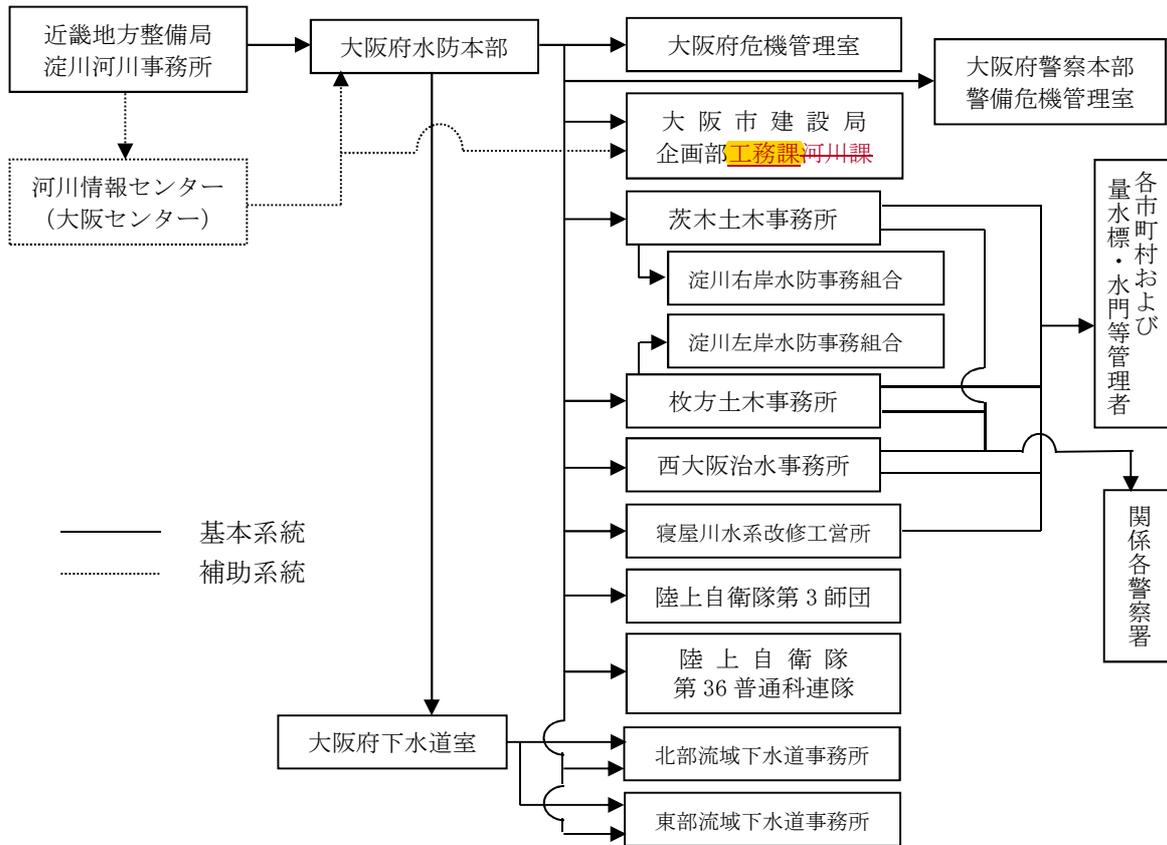
- (注)・国は水防警報のうち、「待機」と「準備」については、省略することがある。
- ・府は水防警報のうち、「待機」については省略する。
 - ・府は水防警報のうち、「出動」については①を基本とするが、急激な水位上昇に対する備えとして②の段階での発表もある。
 - ・府は水防警報のうち、「準備解除」については、「準備」を発表したものの、「出動」及び「解除」が発表されない場合のみ発表する。
 - ・本計画の津波区域は、津波時の操作対象施設が高潮時と同様であることから、高潮区域と同じとする。

5. 国土交通大臣が行う水防情報

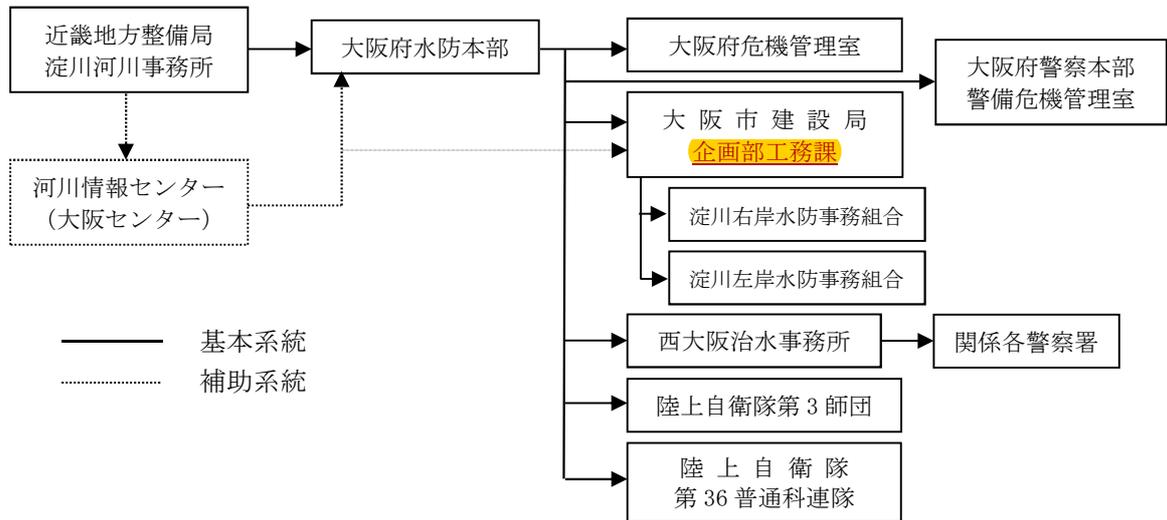
淀川河川事務所長、大和川河川事務所長又は猪名川河川事務所長は、淀川、大和川、石川、猪名川について水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等、水防活動上必要な事項及びその状況を適宜水防本部長に通知する。

水防本部長は、これらの情報を関係水防管理者に通知すると共に、自らが掌握した水防活動に必要な情報も適宜通知する。

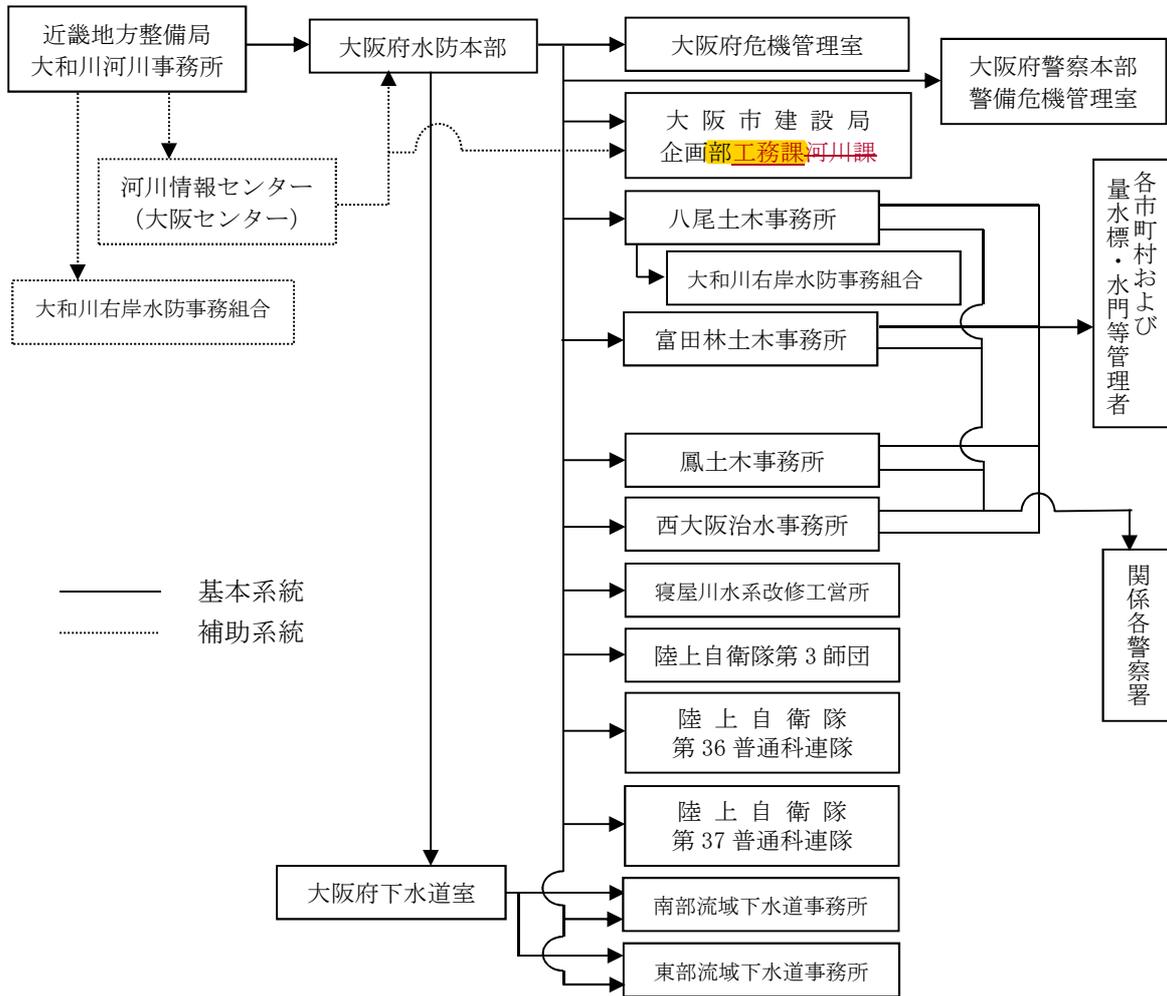
淀川水防警報及び情報通信連絡系統図（洪水）



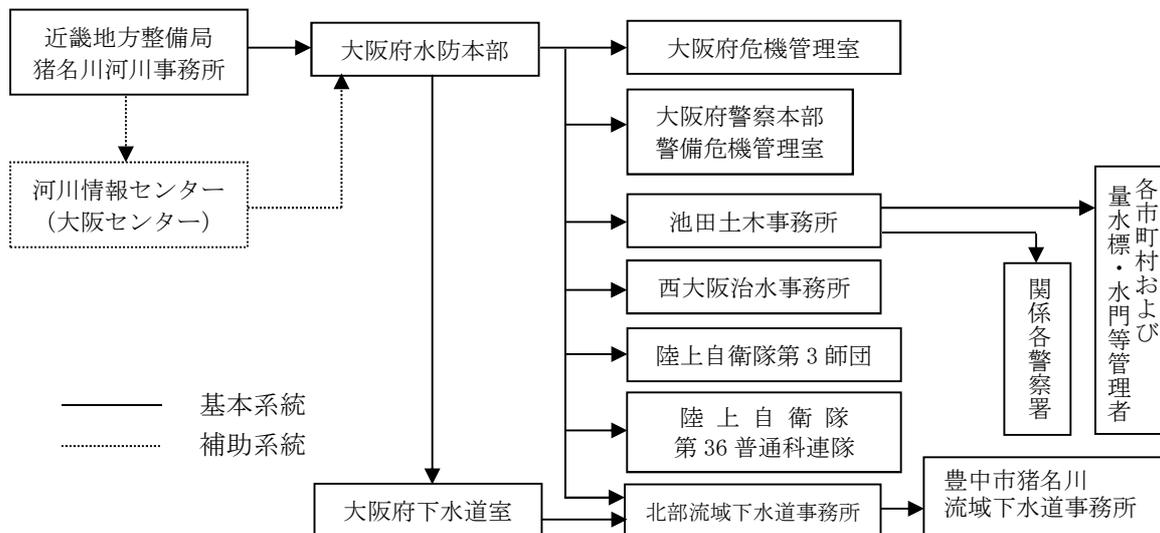
淀川水防警報及び情報通信連絡系統図（高潮）



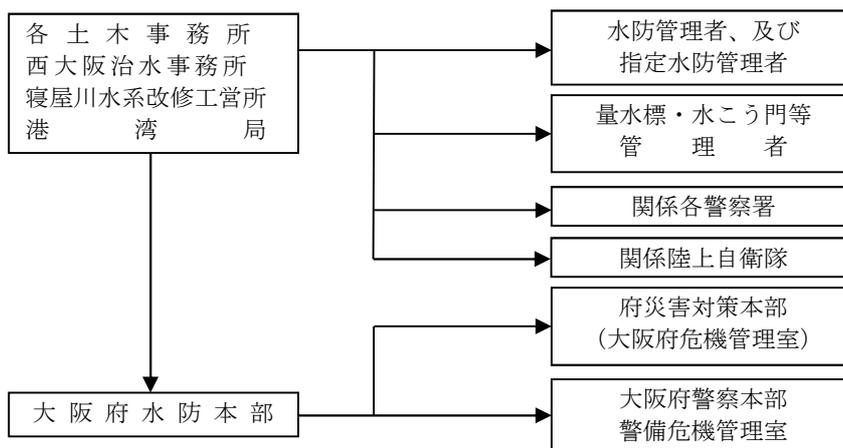
大和川、石川水防警報及び情報通信連絡系統図



猪名川水防警報及び情報通信連絡系統図



6. 知事の行う水防警報連絡系統図



※近地津波の場合は、時間に余裕のない可能性が高いことから、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表をもって、水防警報が発表されたものとみなす。

7. 国土交通大臣指定河川

河川海岸名		区 域	対象量水標	水 位
淀 川	左岸	京都府界より海まで	枚 方	水防団待機水位 2.70m —(指定水位)—
	右岸	〃		氾濫注意水位 4.50m —(警戒水位)—
		高潮区間域上流端より海まで	福 島	計画高水位 6.36m 陸閘閉鎖水位 3.00m (※各陸閘のうち最も低いものを採用)
猪名川	左岸	池田市古江町 69 番地先より神崎川合流点まで	小 戸	水防団待機水位 1.00m —(指定水位)—
	右岸	兵庫県界より神崎川合流点まで		氾濫注意水位 2.50m —(警戒水位)—
				計画高水位 5.15m
大和川	左岸	奈良県界より海まで	柏 原	水防団待機水位 1.50m —(指定水位)—
	右岸	〃		氾濫注意水位 3.20m —(警戒水位)—
				計画高水位 7.315m
石 川	左岸	藤井寺市国分 2 丁目 92 番の 1 地先の府道石川橋下流端から大和川合流点まで	柏 原	水防団待機水位 1.50m —(指定水位)—
	右岸	柏原市石川町 447 番の 1 地先の府道石川橋下流端から大和川合流点まで		氾濫注意水位 3.20m —(警戒水位)—
				計画高水位 7.315m

8. 発表者及び通知先

河川名	発 表		受 報		通 知 先
	発表者	発表担当者	受報者	受報担当者	
淀川 (洪水)	淀川 河川 事務所	調査課長	大阪府 水防 本部	事業 管理室 事業 企画課 参事	淀川左岸水防事務組合水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 茨木土木事務所 枚方土木事務所 寝屋川水系改修工営所 西大阪治水事務所 大阪府警察本部 陸上自衛隊第 3 師団 陸上自衛隊第 36 普通科連隊 大阪府下水道室 大阪府危機管理室 北部流域下水道事務所 東部流域下水道事務所 大阪市建設局
淀川 (高潮)	淀川 河川 事務所	調査課長	大阪府 水防 本部	事業 管理室 事業 企画課 参事	淀川左岸水防事務組合水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 西大阪治水事務所 大阪府警察本部 陸上自衛隊第 3 師団 陸上自衛隊第 36 普通科連隊 大阪府危機管理室 大阪市建設局

河川名	発 表		受 報		通 知 先
	発表者	発表担当者	受報者	受報担当者	
猪名川	猪名川河川事務所	工務課長	大阪府水防本部	事業管理室 事業企画課 参事	池田土木事務所 西大阪治水事務所 大阪府警察本部 大阪府危機管理室 陸上自衛隊第3師団 陸上自衛隊第36普通科連隊 大阪府下水道室 北部流域下水道事務所
大和川 石川	大和川河川事務所	調査課長	大阪府水防本部	事業管理室 事業企画課 参事	大和川右岸水防事務組合水防管理者 八尾土木事務所 富田林土木事務所 鳳土木事務所 大阪府警察本部 西大阪治水事務所 寝屋川水系改修工営所 危機管理室 大阪府下水道室 南部流域下水道事務所 東部流域下水道事務所 陸上自衛隊第3師団 陸上自衛隊第36普通科連隊 陸上自衛隊第37普通科連隊 大阪市建設局 堺市建設局

9. 知事指定河川・海岸

1. 洪水区域

※表の各水位は 量水標水位＝大阪湾最低潮位〔0.P.〕

ただし、() 表記のある量水標では、0.P.は () の水位

河川・海岸名		区 域	延長 (km)	対象量水標		氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)
余野川 1	左岸	池田市伏尾町地先(新吉田橋下流端)から猪名川合流点まで	2.2	全区域	高 橋	1.75	2.00	2.30
	右岸	同 上						
箕面川 2	左岸	箕面市箕面地先(一の橋下流端)から兵庫県との境界まで	7.2	全区域	箕面川橋	2.50	2.60	2.70
	右岸	箕面市温泉町地先(一の橋下流端)から兵庫県との境界まで						
千里川 3	左岸	箕面市稲3丁目地先(箕面鍋田川合流点)から猪名川合流点まで	7.8	全区域	春日橋	2.00	2.10	2.60
	右岸	箕面市稲5丁目地先(箕面鍋田川合流点)から猪名川合流点まで						
天竺川 4	左岸	豊中市上新田1丁目地先(府道落合橋下流端)から神崎川合流点まで	7.6	全区域	天竺川橋	2.00	2.20	2.30
	右岸	同 上						
兎川 5	左岸	豊中市東豊中町1丁目203番地先から天竺川合流点まで	1.5	全区域	天竺川橋	2.00	2.20	2.30
	右岸	豊中市上野坂1丁目82番地先から天竺川合流点まで						

河川・海岸名		区 域	延長 (km)	対象量水標		氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)
高 川 6	左岸	吹田市春日 1 丁目地先(市道橋下流端)から神崎川合流点まで	4.2	全区域	水路橋	1.50	1.55	1.60
	右岸	吹田市春日 3 丁目地先(市道橋下流端)から神崎川合流点まで						
安威川 7	左岸	茨木市太田 1 丁目地先(太田橋下流端)から神崎川合流点まで	13.6	上流域	太田橋	2.25	2.80	3.00
	右岸	茨木市西太田町地先(太田橋下流端)から神崎川合流点まで		下流域	千歳橋	3.25	3.65	4.00
					宮島橋	3.25	—	—
鶴野橋	3.25	4.10	4.50					
茨木川 8	左岸	茨木市南安威 3 丁目地先(勝尾寺川合流点)から安威川合流点まで	1.9	全区域	幣久良橋	2.00	2.35	3.80
	右岸	茨木市中河原町地先(勝尾寺川合流点)から安威川合流点まで						
山田川 9	左岸	吹田市山田東 4 丁目地先(大阪中央環状線橋梁下流端)から安威川合流点まで	5.5	全区域	阪 急 京 都 線	2.00	2.10	2.55
	右岸	吹田市山田西 4 丁目地先(大阪中央環状線橋梁下流端)から安威川合流点まで						
芥 川 10	左岸	高槻市大蔵司 1 丁目地先(大蔵司橋下流端)から淀川合流点まで	5.5	全区域	芥川橋	2.75	3.00	3.30
	右岸	高槻市郡家本町地先(大蔵司橋下流端)から淀川合流点まで						
女瀬川 11	左岸	高槻市岡本町地先(名神高速道路橋梁下流端)から芥川合流点まで	3.8	全区域	天堂橋	1.50	1.60	3.05
	右岸	高槻市氷室町 4 丁目地先(名神高速道路橋梁下流端)から芥川合流点まで						
檜尾川 12	左岸	高槻市安満磐手町地先(名神高速道路橋梁下流端)から淀川合流点まで	4.9	全区域	檜尾川橋	3.00	3.10	3.80
	右岸	高槻市紅茸町地先(名神高速道路橋梁下流端)から淀川合流点まで						
水無瀬川 13	左岸	島本町東大寺 2 丁目地先(名神高速道路橋梁下流端)から桂川合流点まで	1.5	全区域	水無瀬橋	1.50	1.95	2.45
	右岸	島本町東大寺 3 丁目地先(名神高速道路橋梁下流端)から桂川合流点まで						
天野川 14	左岸	交野市藤が尾 1 丁目地先(天野川橋下流端)から淀川合流点まで	6.5	全区域	禁野橋	3.50	4.30	4.50
	右岸	交野市私市 5 丁目地先(天野川橋下流端)から淀川合流点まで						
	右岸	枚方市招提田近 1 丁目地先(船橋川橋下流端)から淀川合流点まで						
穂谷川 15	左岸	枚方市田口 5 丁目地先(穂谷川新橋下流端)から淀川合流点まで	3.4	全区域	山垣内橋	2.25	2.60	2.70
	右岸	枚方市招提南町 3 丁目地先(穂谷川新橋下流端)から淀川合流点まで						

河川・海岸名		区 域	延長 (km)	対象量水標		氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)
船橋川 16	左岸	枚方市招提東町 3 丁目地先(船橋川橋下流端)から淀川合流点まで	3.6	全区域	西河原橋	2.00	3.10	3.20
	右岸	枚方市招提田近 1 丁目地先(船橋川橋下流端)から淀川合流点まで						
神崎川 17	左岸	摂津市一津屋地先(淀川分派点)から大阪市東淀川区東三国地先(大吹橋下流端)まで	4.7	全区域	大吹橋	3.80	5.70	5.95
	右岸	摂津市一津屋地先(淀川分派点)から吹田市南吹田地先(大吹橋下流端)まで			高浜橋	3.80	—	—
寝屋川 18	左岸	寝屋川市萱島本町地先(京阪電気鉄道萱島駅下流端)から大川合流点まで	14.8	全区域	寝屋川治水緑地	4.20	5.35	5.45
					住道	3.90	4.40	4.70
	右岸	同 上			徳庵橋	3.50	3.95	4.20
第二寝屋川 19	左岸	東大阪市若江南町 5 丁目地先(楠根川合流点)から寝屋川合流点まで	9.2	全区域	新田大橋	4.00	5.00	5.30
	右岸	同 上			昭明橋	3.40	4.40	4.55
恩智川 20	左岸	柏原市法善寺 4 丁目地先(法善寺橋下流端)から寝屋川合流点まで	15.0	上流域	中高橋	9.10	9.20	9.35
				下流域	住 道	3.90	4.40	4.70
	右岸	同 上			芝大橋	6.00	6.05	6.10
楠根川 21	左岸	八尾市西山本町 1 丁目地先(近畿日本鉄道大阪線鉄橋下流端)から第二寝屋川合流点まで	3.2	全区域	萱振大橋	1.90 (6.74)	3.16 (8.00)	3.21 (8.05)
	右岸	同 上						
平野川 22	左岸	柏原市本郷 3 丁目地先(国道 25 号橋梁下流端)から第二寝屋川合流点まで	15.2	上流域	平野川越流堤 (外水位)	1.50	—	—
				中流域	太子橋	2.00 (9.46)	3.44 (10.90)	3.54 (11.00)
	右岸	柏原市今町 2 丁目地先(国道 25 号橋梁下流端)から第二寝屋川合流点まで		下流域	中竹渕橋	7.70	8.80	8.90
剣橋	3.30	4.00	4.15					
平野川 分水路 23	左岸	大阪市生野区巽南 2 丁目地先(平野川からの分派点)から寝屋川合流点まで	6.6	全区域	今里大橋	3.30	3.40	3.50
	右岸	大阪市生野区巽南 4 丁目地先(平野川からの分派点)から寝屋川合流点まで						
古 川 24	左岸	寝屋川市御幸西町 1152 番の 1 地先から寝屋川合流点まで	7.4	全区域	桑 才	3.20	3.30	3.40
	右岸	守口市大久保町 5 丁目 164 番の 14 地先から寝屋川合流点まで						
石 川 25	左岸	富田林市錦織地先(上一之井堰)から藤井寺市国府 2 丁目地先(石川橋下流端)まで	11.7	下流域	玉手橋	3.90	4.60	4.80
		右岸		富田林市彼方地先(上一之井堰)から柏原市石川町地先(石川橋下流端)まで	中流域	河南橋	1.60	1.80
	上流域			金剛大橋	2.00	2.20	2.40	
東除川 26	左岸	羽曳野市河原城地先(城之口橋下流端)から大和川合流点まで	6.8	全区域	大堀上小橋	2.90	3.20	3.90
	右岸	同 上						

河川・海岸名		区 域	延長 (km)	対象量水標		氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)
西除川 27	左岸	大阪狭山市池之原 2 丁目地先(狭山池ダム洪水吐)から大和川合流点まで	12.7	上流域	野 田	1.00	1.40	1.60
	右岸	同 上		下流域	布忍橋	2.50	3.70	4.00
石津川 28	左岸	堺市西区草部地先(陶器川合流点)から海まで	6.7	上流域	万崎橋	3.00	3.10	3.45
	右岸	同 上		下流域	戎 橋	3.75	3.85	4.20
芦田川 29	左岸	高石市西取石 3 丁目 192 番地先(国道 26 号橋下流端)から海まで	2.7	全区域	加 茂	1.20	1.45	1.55
	右岸	高石市西取石 3 丁目 223 番 56 地先(国道 26 号橋下流端)から海まで						
大津川 30	左岸	忠岡町馬瀬 3 丁目地先(牛滝川と槇尾川の合流点)から海まで	2.6	全区域	楯並橋	2.25	3.50	3.65
	右岸	泉大津市板原地先(牛滝川と槇尾川の合流点)から海まで						
槇尾川 31	左岸	和泉市三林町地先(川中橋下流端)から大津川合流点まで	8.8	上流域	川中橋	1.75	1.90	2.20
	右岸	同 上		下流域	桑原大橋	2.50	3.00	3.45
牛滝川 32	左岸	岸和田市岡山町地先(山直橋下流端)から大津川合流点まで	4.9	上流域	山直橋	1.25	2.20	2.30
	右岸	岸和田市三田町地先(山直橋下流端)から大津川合流点まで		下流域	高板橋	2.25	2.35	2.60
春木川 33	左岸	岸和田市下松町地先(上轟橋下流端)から海まで	3.7	全区域	森池橋	2.50	3.25	3.65
	右岸	岸和田市額原町地先(上轟橋下流端)から海まで						
津田川 34	左岸	貝塚市半田 4 丁目地先(虎橋下流端)から海まで	2.6	全区域	青木橋	1.25	2.65	2.80
	右岸	貝塚市久保地先(虎橋下流端)から海まで						
近木川 35	左岸	貝塚市橋本地先(積善橋下流端)から海まで	2.8	全区域	昭永橋	1.25	1.55	2.00
	右岸	同 上						
見出川 36	左岸	泉佐野市鶴原地先(王子新橋下流端)から海まで	1.7	全区域	見出川橋	1.30	1.50	1.60
	右岸	貝塚市王子地先(王子新橋下流端)から海まで						
佐野川 37	左岸	泉佐野市中庄地先(雨山川と住吉川の合流点)から海まで	3.0	全区域	佐野川	1.50	1.65	1.90
	右岸	泉佐野市上瓦屋地先(雨山川と住吉川の合流点)から海まで				4.25	4.50	4.75
樫井川 38	左岸	泉南市畷田地先(JR 阪和線鉄橋下流端)から海まで	4.4	全区域	大正大橋	2.25	3.30	3.60
	右岸	泉佐野市上之郷地先(JR 阪和線鉄橋下流端)から海まで						
男里川 39	左岸	阪南市鳥取中地先(山中川と菟砥川の合流点)から海まで	2.5	全区域	男里川橋	2.75	4.00	4.25
	右岸	同 上						

2. 高潮区域、津波区域

河川・海岸名		区 域	対象検潮器等	水防警報 発表基準
正蓮寺川 1	左岸	海から 大阪市此花区朝日1丁目地先 (嬉ヶ崎橋下流端)まで	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮時は、安治川水門検潮所 ・津波時は、大阪管区気象台の津波予報区「大阪府」で予想される津波高 	潮位が OP+2.00m に達しなお著しく上昇のおそれあるとき、又は大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき
	右岸	海から 大阪市此花区西九条5丁目地先 (嬉ヶ崎橋下流端)まで		
六軒家川 2	左岸	大阪市此花区西九条7丁目地先 (安治川合流点)から 大阪市此花区西九条5丁目地先 (嬉ヶ崎橋下流端)まで	"	"
	右岸	大阪市此花区春日出南2丁目地先 (安治川合流点)から 大阪市此花区朝日1丁目地先 (嬉ヶ崎橋下流端)まで		
旧 淀 川 (安治川) 3	左岸	海から 大阪市西区川口1丁目地先(端 建蔵橋下流端)まで	"	"
	右岸	海から 大阪市福島区野田1丁目地先 (船津橋下流端)まで		
旧 淀 川 (堂島川) 4	左岸	大阪市北区中之島6丁目地先 (船津橋下流端)から 大阪市北区中之島1丁目地先 (天神橋上流端)まで	"	"
	右岸	大阪市福島区野田1丁目地先 (船津橋下流端)から 大阪市北区天神橋1丁目地先 (天神橋上流端)まで		
土佐堀川 5	左岸	大阪市西区土佐堀3丁目地先 (昭和橋下流端)から 大阪府中央区北浜東地先(天神 橋上流端)まで	"	"
	右岸	大阪市北区中之島6丁目地先 (端建蔵橋下流端)から 大阪市北区中之島1丁目地先 (天神橋上流端)まで		
東横堀川 6	左岸	大阪府中央区瓦屋町3丁目地先 (上大和橋下流端)から 大阪府中央区北浜東地先(葎屋 橋上流端)まで	"	"
	右岸	大阪府中央区島之内2丁目地先 (上大和橋下流端)から 大阪府中央区北浜1丁目地先 (葎屋橋上流端)まで		
木 津 川 7	左岸	海から 大阪市西区土佐堀3丁目地先 (昭和橋下流端)まで	"	"
	右岸	海から 大阪市西区川口1丁目地先(昭 和橋下流端)まで		

※ O.P. : 大阪湾最低潮位、T.P. : 東京湾平均海面 (T.P.上±0.0m のとき、O.P.上+1.3m となる)

※ 本計画の津波区域は、高潮区域と同じとする。

河川・海岸名		区 域	対象検潮器等	水防警報 発表基準
旧 淀 川 (大 川) 8	左岸	大阪市中央区北浜東地先(天神橋上流端)から 大阪市都島区毛馬町 3 丁目地先(淀川分派点)まで	・高潮時は、安治川水門検潮所 ・津波時は、大阪管区気象台の津波予報区「大阪府」で予想される津波高	潮位が OP+2.00 m に達しなお著しく上昇のおそれあるとき、又は大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき
	右岸	大阪市北区天神橋 1 丁目地先(天神橋上流端)から 大阪市都島区毛馬町 3 丁目地先(淀川分派点)まで		
道頓堀川 9	左岸	大阪市浪速区幸町 3 丁目地先(木津川合流点)から 大阪市中央区瓦屋町 3 丁目地先(上大和橋下流端)まで	"	"
	右岸	大阪市西区南堀江 4 丁目地先(木津川合流点)から 大阪市中央区島之内 2 丁目地先(上大和橋下流端)まで		
尻 無 川 10	左岸	海から 大阪市大正区三軒家東 1 丁目地先(岩松橋上流端)まで	"	"
	右岸	海から 大阪市西区千代崎 3 丁目地先(岩松橋上流端)まで		
住 吉 川 11	左岸	大阪市住之江区平林北 1 丁目地先(木津川合流点)から 大阪市住之江区御崎 1 丁目地先(亀甲橋下流端)まで	"	"
	右岸	大阪市住之江区柴谷 1 丁目地先(木津川合流点)から 大阪市住之江区東加賀屋 4 丁目地先(亀甲橋下流端)まで		
神 崎 川 12	左岸	海から 大阪市淀川区東三国地先(大吹橋下流端)まで	・高潮時は、三国水位観測所 ・津波時は、大阪管区気象台の津波予報区「大阪府」で予想される津波高	"
	右岸	海から 大阪市西淀川区佃 1 丁目地先(左門殿川分派点)まで 豊中市二葉町 3 丁目地先(兵庫県界)から 吹田市南吹田地先(大吹橋下流端)まで		
左門殿川 13	左岸	大阪市西淀川区佃 7 丁目地先(中島川合流点)から 大阪市西淀川区佃 1 丁目地先(神崎川分派点)まで	"	"
西 島 川 14	左岸	大阪市西淀川区百島 2 丁目地先(淀川合流点)から 大阪市西淀川区出来島 3 丁目地先(神崎川分派点)まで	・高潮時は、出来島水位観測所 ・津波時は、大阪管区気象台の津波予報区「大阪府」で予想される津波高	"
	右岸	大阪市西淀川区西島 1 丁目地先(淀川合流点)から 大阪市西淀川区西島 1 丁目地先(神崎川分派点)まで		

※ O.P. : 大阪湾最低潮位、T.P. : 東京湾平均海面 (T.P.上±0.0m のとき、O.P.上+1.3m となる)

※ 本計画の津波区域は、高潮区域と同じとする。

河川・海岸名		区 域	対象検潮器等	水防警報 発表基準
中 島 川 15	左岸	海から 大阪市西淀川区中島 1 丁目地先 (神崎川分派点)まで	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮時は、出来島水位観測所 ・津波時は、大阪管区気象台の津波予報区「大阪府」で予想される津波高 	潮位が OP+2.00 m に達しなお著しく上昇のおそれあるとき、又は大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき
	右岸	大阪市西淀川区佃 7 丁目地先 (左門殿川合流点)から 大阪市西淀川区佃 6 丁目地先 (神崎川分派点)まで		
天保山運河 1	東岸	大阪市港区港晴 5 丁目地先(安 治川筋)から 大阪市港区福崎 3 丁目地先(尻 無川筋)まで	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮時は、安治川水門検潮所 ・津波時は、大阪管区気象台の津波予報区「大阪府」で予想される津波高 	〃
	西岸	大阪市港区築港 3 丁目地先(安 治川筋)から 大阪市港区海岸通 4 丁目地先 (尻無川筋)まで		
大 阪 港 2		大阪港一帯	〃	〃
布屋海岸 3		大阪市西淀川区中島 2 丁目地先 (中島川筋)から 大阪市西淀川区中島 2 丁目地先 (神崎川筋)まで	〃	〃
泉北海岸 4		堺市堺区築港八幡町地先(大和 川左岸)から 泉大津市汐見町地先(大津川右 岸)まで	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮時は、堺港、泉北港の潮位観測所 ・津波時は、大阪管区気象台の津波予報区「大阪府」で予想される津波高 	〃
泉南海岸 5		泉北郡忠岡町新浜地先(大津川 左岸)から 泉南郡岬町多奈川小島地先(和 歌山県界)まで	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮時は、岸和田水門、深日港の潮位観測所 ・津波時は、大阪管区気象台の津波予報区「大阪府」で予想される津波高 	〃

※ O.P.: 大阪湾最低潮位、T.P.: 東京湾平均海面 (T.P.上±0.0m のとき、O.P.上+1.3m となる)

※ 本計画の津波区域は、高潮区域と同じとする。

※近地津波の場合は、時間に余裕のない可能性が高いことから、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表をもって、水防警報が発表されたものとみなす。

10. 発表者及び通知先

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河川名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受報者	受報担当者
池田土木事務所管内	同左管轄水防区域	池田土木事務所長	余野川	池田市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市建設部長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			箕面川	池田市 水防管理者 箕面市 水防管理者 豊中市 水防管理者 関係各警察署 兵庫県宝塚土木事務所 兵庫県伊丹市 水防管理者 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市建設部長 総務部長 危機管理室長 署長 管理第2課長 危機管理室長 第3師団 第36普通科連隊
			千里川	豊中市 水防管理者 箕面市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 総務部長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			天竺川	豊中市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			兔川	豊中市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			高川	豊中市 水防管理者 大阪市 水防管理者 吹田市 水防管理者 茨木土木事務所 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 工務担当部長河川課長 危機管理室長 所長 署長 第3師団 第36普通科連隊

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河川名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受報者	受報担当者
茨木市 木 事務所内 管	同左管轄 水防区域	茨木土木 事務所長	安威川 (上流域)	茨木市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			安威川 (下流域)	大阪市 水防管理者 茨木市 水防管理者 吹田市 水防管理者 摂津市 水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	工務担当部長河 川課長 危機管理課長 危機管理室長 総務部長 事務局長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			茨木川	茨木市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			山田川	摂津市 水防管理者 吹田市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	総務部長 危機管理室長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			芥川	高槻市 水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 事務局長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			女瀬川	高槻市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			檜尾川	高槻市 水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 事務局長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			水無瀬川	島本町 水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 事務局長 署長 第3師団 第36普通科連隊

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河川名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受報者	受報担当者
枚方 土木事務所管内	同左管轄 水防区域	枚方土木 事務所長	天野川	枚方市 水防管理者 交野市 水防管理者 淀川左岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊	土木部長 道路河川課長 事務局長 署長 第3師団
			穂谷川	枚方市 水防管理者 淀川左岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊	土木部長 事務局長 署長 第3師団
			船橋川	枚方市 水防管理者 淀川左岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊	土木部長 事務局長 署長 第3師団
八尾 土木事務所管内	同左管轄 水防区域	八尾土木 事務所長	恩智川 (上流域)	寝屋川水系改修工営所 東大阪市 水防管理者 八尾市 水防管理者 柏原市 水防管理者 恩智川水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	所長 土木部長 都市整備部長 都市整備部長 事務局長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			楠根川	八尾市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市整備部長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			平野川 (上流域)	八尾市 水防管理者 柏原市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市整備部長 都市整備部長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			平野川 (中流域)	八尾市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市整備部長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			石川 (下流域)	柏原市水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市整備部長 署長 第3師団 第36普通科連隊

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河川名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受報者	受報担当者
富田林 土木事 務管内	同左管轄 水防区域	富田林 土木事 務所長	石川 (上流域)	富田林市 水防管理者 河南町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 危機管理室長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			石川 (中流域)	富田林市 水防管理者 羽曳野市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 危機管理室長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			石川 (下流域)	八尾土木事務所 藤井寺市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	所長 危機管理課長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			東除川	羽曳野市水防管理者 松原市 水防管理者 大阪市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 危機管理課長 工務担当部長河 川課長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			西除川 (上流域)	大阪狭山市 水防管理者 堺市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	防災・防犯推進室 長 危機管理担当部長 土木部長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			西除川 (下流域)	松原市 水防管理者 堺市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 土木部長 署長 第3師団 第37普通科連隊

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河川名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受報者	受報担当者
鳳 木 所 内 土 事 務 管	同左管轄 水防区域	鳳土木 事務所長	石津川 (全区域)	堺市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	土木部長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			芦田川	高石市 水防管理者 泉大津市 水防管理者 忠岡町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 消防長 消防長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			大津川		
			牛滝川 (下流域)		
			槇尾川 (上流域)	和泉市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	消防長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			槇尾川 (下流域)	和泉市 水防管理者 泉大津市 水防管理者 忠岡町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	消防長 消防長 消防長 署長 第3師団 第37普通科連隊
	港湾局管 轄水防区 域	港湾局長	泉北岸	堺市 水防管理者 高石市 水防管理者 泉大津市 水防管理者 鳳土木事務所 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	土木部 監 理課長 危機管理課長 下水道課長 所長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			泉南岸	忠岡町 水防管理者 鳳土木事務所 岸和田土木事務所 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	自治防災課長 所長 所長 署長 第3師団 第37普通科連隊

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河川名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受報者	受報担当者
岸和田 土木 事務 管内	同左管轄 水防区域	岸和田 土木 事務所長	牛滝川 (上流域)	岸和田市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			春木川	岸和田市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			津田川	岸和田市 水防管理者 貝塚市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 危機管理課長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			近木川	貝塚市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			見出川	貝塚市 水防管理者 泉佐野市 水防管理者 熊取町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 市民協働課危機管理担当参事 水とみどり課長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			佐野川	泉佐野市 水防管理者 熊取町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	市民協働課危機管理担当参事 水とみどり課長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			樫井川	泉佐野市 水防管理者 泉南市 水防管理者 田尻町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	市民協働課危機管理担当参事 道路課長 都市政策課長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			男里川	泉南市 水防管理者 阪南市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	道路課長 管理課長 署長 第3師団 第37普通科連隊
	港湾局管 轄水防区 域	港湾局長	泉南 海岸	岸和田市 水防管理者 貝塚市 水防管理者 泉佐野市 水防管理者 田尻町 水防管理者 泉南市 水防管理者 阪南市 水防管理者 岬町 水防管理者 岸和田土木事務所 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	産業政策課長 下水道推進課長 上下水道総務課長 都市政策課長 道路課長 土木監理室長 土木下水道課長 所長 署長 第3師団 第37普通科連隊

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河川名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受報者	受報担当者
寝屋川 水系 改修 工 営 所 内	同左管轄 水防区域	寝屋川 水系改修 工営所長	寝屋川	大阪市 水防管理者 東大阪市 水防管理者 大東市 水防管理者 門真市 水防管理者 寝屋川市 水防管理者 枚方土木事務所 関係各警察署 大阪市 消防局 関係各区役所	工務担当部長 河川課長 土木部長 危機管理室長 危機管理課長 危機管理室長 所長 署長 局長 (防災担当) 課長
			第二 寝屋川	大阪市 水防管理者 東大阪市 水防管理者 八尾市 水防管理者 関係各警察署 大阪市 消防局 関係各区役所	工務担当部長 河川課長 土木部長 都市整備部長 署長 局長 (防災担当) 課長
			恩智川 (下流域)	東大阪市 水防管理者 大東市 水防管理者 八尾市 水防管理者 恩智川水防事務組合水防管理者 関係各警察署	土木部長 危機管理室長 都市整備部長 事務局長 署長
			平野川 (下流域)	大阪市 水防管理者 八尾市 水防管理者 関係各警察署 大阪市 消防局 関係各区役所	工務担当部長 河川課長 都市整備部長 署長 局長 (防災担当) 課長
			平野川 分水路	大阪市 水防管理者 関係各警察署 大阪市 消防局 関係各区役所	工務担当部長 河川課長 署長 局長 (防災担当) 課長
			古川	大阪市 水防管理者 門真市 水防管理者 守口市 水防管理者 寝屋川市 水防管理者 関係各警察署 大阪市 消防局 関係各区役所	工務担当部長 河川課長 危機管理課長 危機管理監 危機管理室長 署長 局長 (防災担当) 課長

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河川名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受報者	受報担当者
西大阪 治水事務 管内	同左管轄 水防区域	西大阪 治水事務 所長	神崎川 (洪水区域)	大阪市 水防管理者 吹田市 水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署	工務担当部長河川 課長 危機管理室長 事務局長 署長
			管内 高潮 区域	大阪市 水防管理者 淀川左岸水防事務組合水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 大和川右岸水防事務組合水防管理者 吹田市 水防管理者 関係各警察署	工務担当部長河川 課長 事務局長 事務局長 事務局長 危機管理室長 署長
			天保山 運河	大阪市 水防管理者 淀川左岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署	防災・海上保全担当課長 事務局長 署長
			大阪港	大阪市 水防管理者 淀川左岸水防事務組合水防管理者 大和川右岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署	防災・海上保全担当課長 事務局長 事務局長 署長
			布屋海岸	大阪市 水防管理者 関係各警察署	防災・海上保全担当課長 署長

第10節 警戒レベル

1. 警戒レベル

警戒レベルとは、災害時に避難行動が容易にとれるよう、住民がとるべき行動を5段階に分けたものである。内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」において、避難行動を促す情報及び防災気象情報と各レベルとの対応が整理され、その位置づけを明確にしている。

2. 警戒レベル相当情報

住民自らが行動をとる際の判断の参考となる情報として、指定河川洪水予報、河川の水位情報、大雨警報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度分布等を警戒レベル相当情報として区分し、提供される。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合		
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3	
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4	・高潮特別警報 ・高潮警報 ・暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)	・高潮警報に切り替える可能性が高い注意報
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報				

※3大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報「洪水」や警戒レベル5相当情報「土砂災害」として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改

善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注1) 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注2) 避難勧告等に関するガイドラインでは、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

第11-9節 ホットラインの構築と活用

1. ホットライン

ホットラインとは、市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するため、土木事務所長等と市町村長等が直接電話等で連絡する仕組みのことである。

水防警報河川（39河川）における氾濫危険情報や、府内34市町村における土砂災害警戒情報を発表した際などにホットラインを行うものである。

ホットラインによる情報提供は、市町村長の判断の支援のための情報提供であり、市町村長が適切に判断できるよう客観的、技術的な情報を的確かつ確実に伝えることが重要であるため、伝達者と受達者、対象とする事象、実施する条件、タイミング、伝達すべき事項等について、あらかじめ各市町村と調整し、共有しておくこととする。

2. ホットラインの実効性を高めるための平常時からの取り組み

限られた時間の中で、電話等によりの確・確実に河川・土砂災害の情報を伝えられるようにするため、平常時からあらかじめホットラインにより伝達する情報の内容の調整と確認を十分に行い、情報を共有しておくものとする。

また、切迫した環境の中で、重要な情報の伝達を行うためには、互いの信頼関係が重要であることから、出水期前には伝達者と受達者がそれぞれのレベルでコミュニケーションを積み重ね、信頼関係を構築する。

3. タイムラインの策定とその活用

災害対応にあたる防災関係機関が連携して、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理したタイムライン（防災行動計画）を策定し、その中にホットラインを明記し、訓練等で活用するものとする。

第17章 浸水想定区域などにおける円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び府は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位情報周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

国管理洪水予報河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	想定最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川	淀川	H29.6.14	○	http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/maintenance/possess/sim/bosai_sonae_01hyo.html https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/maintenance/possess/sotei/index.html	大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、島本町、豊中市
大和川	大和川	H28.5.31	○	https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/prep/are/disaster/disa_03.html	大阪市、堺市、藤井寺市、八尾市、柏原市、羽曳野市、松原市、東大阪市
淀川	猪名川	H28.6.14	○	http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/safe/prevention/familiarity.html	豊中市、池田市

府管理洪水予報河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	想定最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
大和川	石川	H15.4.25		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is/hi.html	藤井寺市、羽曳野市、富田林市、太子町、河内長野市

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	想定最大	浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村
淀川 (寝屋川流域)	寝屋川 第二寝屋川 恩智川 平野川 平野川分水路 古根川 楠根川	H31.3.20	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html	大阪市, 守口市, 八尾市, 寝屋川市, 大東市, 柏原市, 門真市, 藤井寺市, 東大阪市, 四條畷市
淀川	安威川	R2.3.25 H17.4.26	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html	茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、大阪市
淀川 (神崎川流域)	神崎川	H17.4.26 R2.1.31	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html	大阪市、吹田市、豊中市、 茨木市、摂津市、高槻市
大津川	大津川・槇尾川	H31.3.20	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html	和泉市、泉大津市、泉北郡忠岡町、高石市
大津川	牛滝川	H31.3.20	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html	岸和田市、和泉市、泉北郡忠岡町

府管理水位情報周知河川

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	想定最大	浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村
淀川	余野川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ono.html	池田市
淀川	箕面川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/minoo.html	池田市、箕面市、豊中市
淀川	千里川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enri1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa2.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa3.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa4.html	豊中市、箕面市
淀川	天竺川 兔川	H17.7.1 R2.1.31	○	http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tenjikusagi1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tenjikusagi2.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tenjikusagi3.html http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html	大阪市、豊中市
淀川	高川	H17.7.1	○	http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/taka.html http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/	大阪市、豊中市、吹田市

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	想定最大	浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村
		R1.1.31		keikaku/kozuishinso.html	
淀川	山田川	R2.3.25 H17.7.1	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/yamada.html	吹田市、 茨木市 、 摂津市 、 大阪市
淀川	茨木川	R2.3.25	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html	吹田市 、 茨木市 、 摂津市 、 大阪市
淀川	芥川	R2.3.25 H17.7.1	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/akuta1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/akuta2.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/akuta3.html	高槻市
淀川	女瀬川	R2.3.25 H20.3.31	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/nyoze1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/nyoze2.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/nyoze3.html	高槻市、 茨木市
淀川	檜尾川	R2.3.25	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html	高槻市 、 三島郡島本町
淀川	水無瀬川	R2.3.25 H17.7.1	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/mizunase1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/mizunase2.html	高槻市、 三島郡島本町
淀川	天野川	R2.3.25 H17.7.1	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/amano.html	枚方市 、 交野市 、 四條畷市
淀川	穂谷川	R2.3.25 H17.7.1	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/hotani.html	枚方市 、 交野市
淀川	船橋川	R2.3.25 H17.7.1	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/hunahashi.html	枚方市
大和川	東除川	R01.11.2 GH17.7.1	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/higashi1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/higashi2.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/higashi3.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkanryo/boujyo/higashi4.html	大阪市、 堺市 、 八尾市 、 富田林市 、 松原市 、 藤井寺市 、 羽曳野市 、 大阪狭山市

大和川	西除川 (上流)	R01.11.2 6H17.7.1	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k/eikaku/kozuishinso.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nishiyoke.html	堺市、富田林 市、河内長野 市、大阪狭山市
大和川	西除川 (下流)	R01.11.2 6	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k/eikaku/kozuishinso.html	大阪市、堺市、 松原市、大阪狭 山市
石津川	石津川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is/hizu.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is/hizu1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is/hizu2.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is/hizu3.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is/hizu4.html	堺市
芦田川	芦田川	H19.4.26 R02.3.25	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k/eikaku/kozuishinso.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ashidagawa.html	堺市、泉大津 市、高石市
水系名	河川名	浸水想定 区域 公表時点	想 定 最 大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
春木川	春木川	H20.3.31		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/h/aruki.html	岸和田市
津田川	津田川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ts/uda.html	貝塚市
見出川	見出川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/mide.html	貝塚市、 泉佐野市
佐野川	佐野川	H31.3.20	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k/eikaku/kozuishinso.html	泉佐野市
男里川	男里川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nosato.html	泉南市、 阪南市

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川、水位情報周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水または高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

⑤その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

第3節 洪水・内水・高潮ハザードマップ

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた上記第2節①～⑤に掲げる事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第8条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供、その他の適切な方法により提供しておくものとする。

第4節 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第5節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の

伝達方法を定めるものとする。

第6節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長へ報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第7節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第8節 洪水リスク表示図の公表

洪水リスク表示図は、平成22年6月に大阪府が策定した「今後の治水対策の進め方」に基づき、自宅などの近くを流れる府管理河川が様々な大雨による洪水であふれた時の危険度を表したものであり、地域住民の生命財産を水害から守ることを目的とし、平常時から住民に周知を図り、災害時の避難行動等に役立てていくものである。洪水リスク表示図は、現時点での最新の知見に基づき、浸水の事象を現実に近い形で再現したものであり、今後、洪水ハザードマップの作成や避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定などに活用していくものである。

洪水リスク表示図の公表対象河川は府が管理する154河川全てであり、平成25年3月31日をもって、すべての対象河川の公表を行った。

洪水リスク表示図公表HPアドレス【<http://www.river.pref.osaka.jp/>】

第9節 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定する地区である。現在、大阪府内には指定された地区は無い。今後、必要に応じて水防管理者が指定するとともに、河川管理者は水防管理者からの要望により、以下の事項の支援を行う。

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第10節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

水害や土砂災害、高潮から住民の生命を守るためには、大阪府などの防災関係機関は市町村が避難勧告等を判断するのに必要な情報を市町村にわかりやすく伝達しなければならない。また、これを受けて市町村は、適切な時期に適切な対象地域に避難勧告等を発令及び伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を実現することが重要である。

このため、市町村は、大規模な水害や土砂災害の発生に備えて避難勧告等の判断並びに伝達に関し、どのような状況でどこの区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の具体的な判断基準や対象区域の設定、情報伝達体制等について取りまとめた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備しておくことが肝要である。また、避難勧告、指示、屋内退避等の安全確保を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、市町村は府に対し、当該勧告等に関する情報について、助言を求めることができる。

第11節 ため池ハザードマップ

水防防災重点ため池をその区域に含む市町村の長は、水防防災重点ため池が、大雨や地震等により堤体が損傷を受け、破堤するなどを想定した際の浸水想定区域、浸水到達時間、水深等を示す浸水想定区域図に加え、避難場所や円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項等を掲載した、「ため池ハザードマップ」の作成および影響する住民への公表に努めるものとし、ため池ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

また、ため池ごとに第8節第10節に準じた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」

の整備に努めるものとする。

令和元年度の気象情報改善と 令和2年度の主な予定

* 本資料に記載している内容について不明な点等ございましたら、大阪管区気象台予報課までお問い合わせください。

必要であれば訪問して解説を行うこともできますので、よろしくお願いいたします。

大阪管区気象台

令和元年度の気象情報改善



防災情報専用Twitterアカウント開設

- ▶ 気象庁の持つ危機感をより効果的に発信し、避難行動や復旧活動等の防災行動に役立てていただくため、新たに防災情報専用のTwitterアカウントを開設 (令和元年10月4日)。

防災情報専用Twitterアカウント (@JMA_bousai) による情報発信

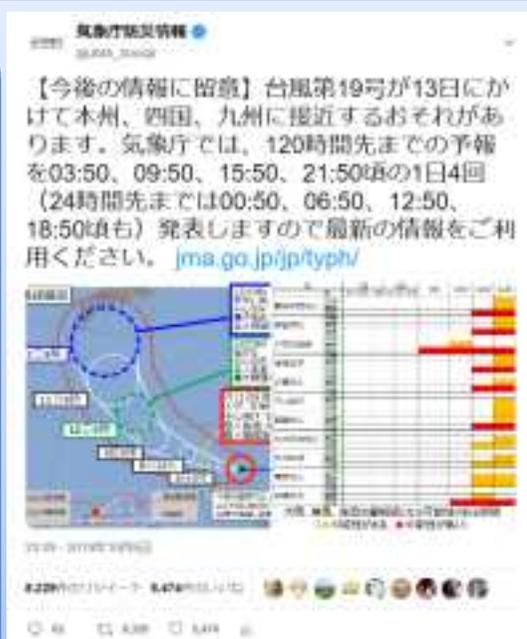


(発信する情報)

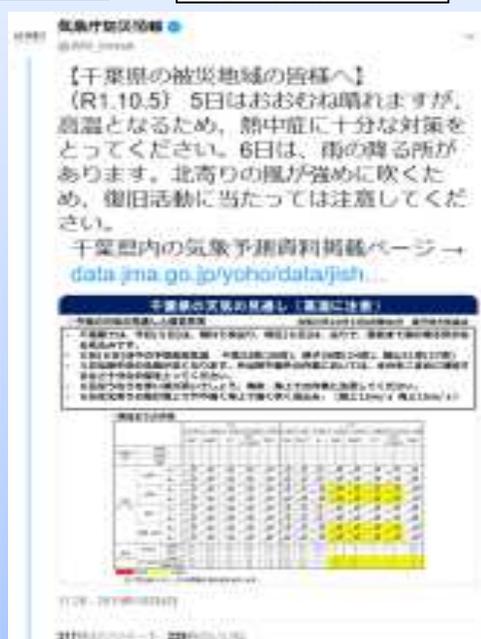
- ・ 台風の接近等による大雨や、地震、火山噴火の発生等により **顕著な災害の発生が想定される、あるいは既に発生している場合**に、現況や今後の見通し、防災上の留意事項、緊急記者会見の内容等を中心に情報を発信。
- ・ 緊急時に発信される **情報をより有効に活用いただくため、平時から防災知識の普及・啓発**のための情報も発信。

(ユーザーの反応等)

- ・ フォロワー数は**約13万人**。
- ・ 台風第19号に関するツイートに対し、**約300万のユーザーが閲覧、8000件超のリツイート、5000件超の「いいね」**。



台風第19号への注意を呼び掛けるツイート (10/7)



台風第15号で被災した地域へ気象情報を発信するツイート (10/5)

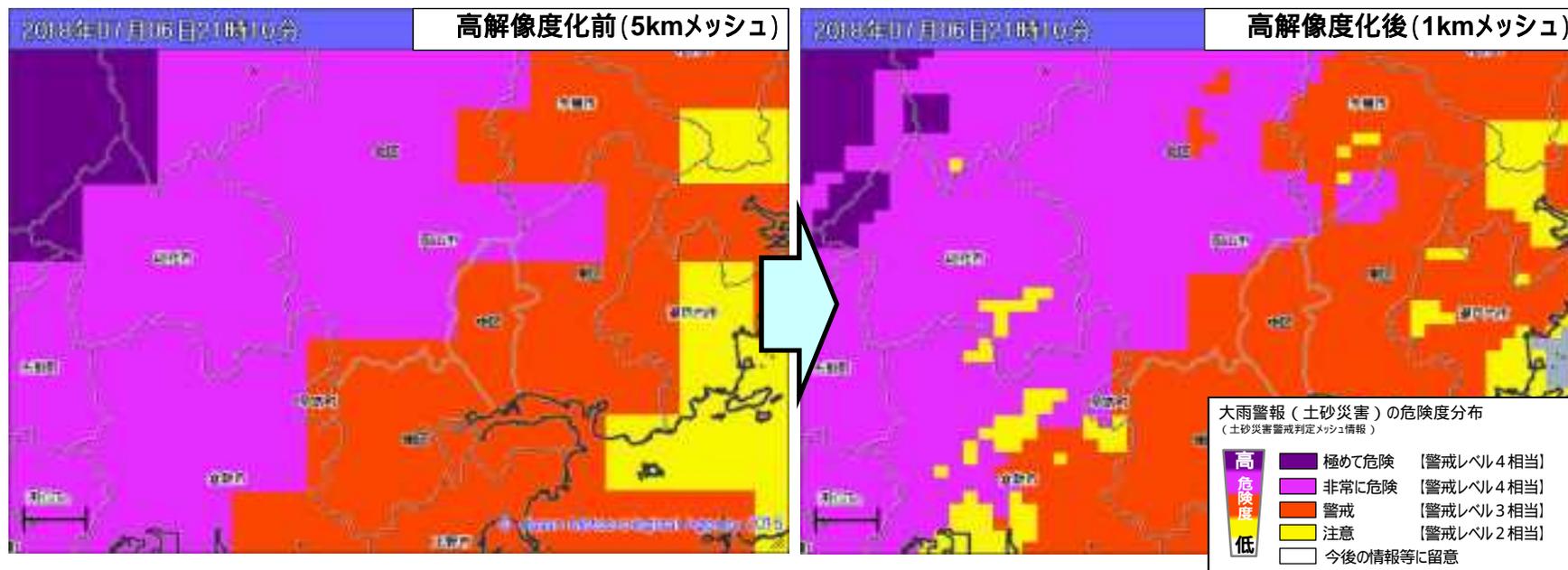
活動の効果
ならびに
今後の予定

フォロワーの多い「インフルエンサー」にリツイートされるなど、多くの方に情報を伝えることができた。



土砂災害の「危険度分布」の高解像度化

- 土砂災害の「危険度分布」の高解像度化を令和元年6月28日に実施。
- 高解像度化により、危険度が上昇するタイミングを従来と変えることなく、真に避難が必要な地域に絞り込んで避難の必要性を伝えることができるようになり、市町村等が適切に地域を絞り込んで避難勧告等を行うことを支援。



左:高解像度化前の危険度分布(平成30年7月6日の岡山県内の領域について実際に発表したもの)

右:高解像度化後の危険度分布(同領域について事後に再計算して高解像度化したもの)

活動の効果
ならびに
今後の予定

高解像度化により、危険度が上昇するタイミングを従来と変えることなく、真に避難が必要な地域に絞り込んで避難の必要性を伝えることができるようになり、市町村等が適切に地域を絞り込んで避難勧告等を行うことを支援。



「危険度分布」の通知サービス開始

- 「危険度分布」等が示す危険度の変化を、メールやスマホアプリで伝えるプッシュ型の通知サービスを開始しました。（令和元年7月10日）



- 通知サービスでは、ユーザーが登録した地域の危険度が上昇したとき等に、スマートフォンのアプリやメール等でプッシュでお知らせ。
- 土砂災害や洪水災害等から避難が必要な状況となっていることにすぐに気付くことができるようになり、自主的な避難の判断に活用していただくことが期待される。



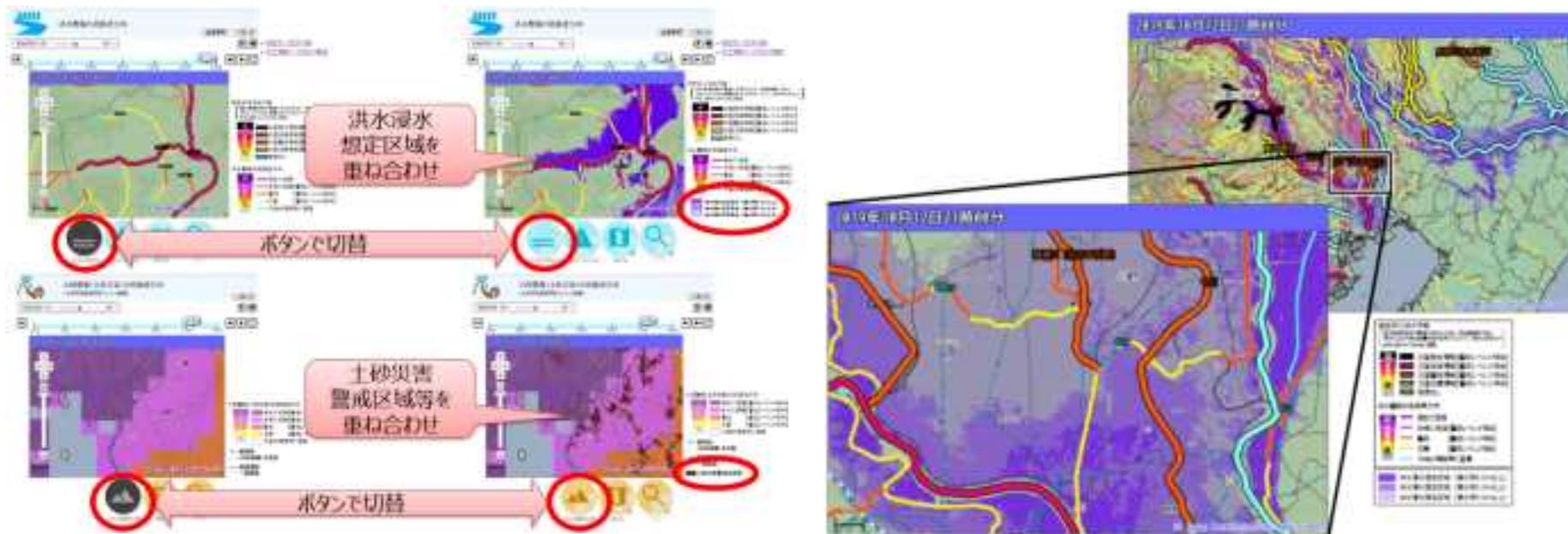
活動の効果
ならびに
今後の予定

土砂災害や洪水災害等から避難が必要な状況となっていることにすぐに気付くことができるようになり、自主的な避難の判断に活用していただくことが期待される。



気象庁HP「危険度分布」の改善

➤ 気象庁ホームページの洪水及び土砂災害に関する「危険度分布」に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のリスク情報を重ね合わせて表示できるように改善しました。（令和元年12月24日）



活動の効果
ならびに
今後の予定

住民の自主的な避難の判断や、市町村のより適切な避難情報の発令につながることを期待。

令和2年度の主な予定

「自らの命は自らが守る」社会を支える取組について
～防災気象情報の伝え方改善～」より

https://www.jma.go.jp/jma/press/2005/28a/20200528_tsutaekata_torikumi2.html

出水期を迎えるにあたり、「自らの命は自らが守る」社会の実現を支援するため、防災気象情報の伝え方を改善します。またその一環として、住民の皆様へ情報をより一層ご理解の上お使いいただけるよう、学習教材の提供を開始します。

「自らの命は自らが守る」社会の実現に向けた取組について〔〕内は実施時期

1. 大雨特別警報解除後の洪水への注意喚起
 - ・警報への切替に合わせて、今後の洪水の見込みを発表【今出水期から】
 - ・警報 への切替に先立って、本省との合同記者会見を実施【今出水期から】
 - ・SNSや気象情報、ホットライン、JETTによる解説などあらゆる手段で注意喚起【今出水期から】
 - ・どの警戒レベルに相当する状況かわかりやすく注意喚起【今出水期から】
2. 過去事例の引用・顕著な被害が想定されるときには必要に応じて臨機に運用【随時】
 - ・特定の地域のみで災害が発生するかのような印象を与えないよう、地域に応じた分かりやすい解説の実施【今出水期から】
 - ・地元の特化した情報を取得するよう呼びかけるとともに、地域に応じた詳細な解説を強化【今出水期から】
3. 特別警報の改善・土砂災害に関する新たな基準による大雨特別警報の運用地域拡大【7月中旬から順次】
 - ・特別警報を待ってから避難するのでは命に係わる事態になるという「手遅れ感」が伝わる表現に改善【今出水期から】
 - ・大雨特別警報の発表基準の改善(台風要因の基準のみによる発表を見直し、雨量の基準に一本化)【7月中旬から】

4. 危険度分布の改善・市町村におけるさらなる活用を促進するため、適中率の向上を目指し関係機関と連携して見直した基準を適用【(土砂)5月26日から、(浸水・洪水)8月から】
 - ・危険度分布等をより活用していただくため、「あなたの町の予報官」による解説など平時からの取組を強化【随時】
 - ・住民自らが避難の判断に利活用できるよう広報をさらに強化【随時】
 - ・本川の増水に起因する内水氾濫(湛水型の内水氾濫)の危険度の表示を改善【5月28日から】
 - ・降水の有無にかかわらず、本川の増水に起因する支川氾濫の危険度の高まりについて自治体への連絡等を実施【今出水期から】
5. その他の改善・暴風により起こりうる被害や取るべき行動についてわかりやすく解説【今出水期から】
 - ・熱帯低気圧の段階から5日先までの台風進路・強度予報を提供【令和2年9月から】
 - ・直前の予報や発表情報から、雨量等が大きく変わった場合には、その旨強調して解説【今出水期から】
 - ・気象キャスター等との意見交換や勉強会、YouTubeを活用した講習会動画の配信を実施【随時】
 - ・住民向け学習教材(eラーニング)の提供【5月28日から】
 - ・住民向け参加型学習教材(ワークショップ)の提供【令和2年秋から】

実施時期については今後の調整状況により変更となることがあります

1. 大雨特別警報解除後の洪水への警戒呼びかけの改善

今出水期から

【令和2年出水期から試行的に実施】

- 大雨特別警報解除後の洪水への警戒を促すため、特別警報の解除を警報への切替と表現するとともに、警報への切替に合わせて、最高水位の見込みや最高水位となる時間帯などの今後の洪水の見込みを発表。
- 警報への切替に先立って、本省庁の合同記者会見等を開催することで、メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るとともに、SNSや気象情報、ホットライン、JETTによる解説等、あらゆる手段で注意喚起を実施。
- 「引き続き、避難が必要とされる警戒レベル4相当が継続。なお、特別警報は警報に切り替え…」と伝えるなど、どの警戒レベルに相当する状況が分かりやすく解説。

警報への切替に合わせて洪水の見込みを発表

今後の洪水の見込みを発表し、引き続き洪水の危険があること、大河川においてはこれから危険が高まることを注意喚起。

基準観測所	最高水位予想時刻	水位見込み
八ヶ岳 (群馬県伊勢崎市)	12日 23:00頃 (到達済み)	避難判断水位超過 (レベル3相当)
高橋 (埼玉県久喜市)	13日 8:00頃 (3時間後)	氾濫危険水位(レベル4相当) に到達するおそれ
平取橋 (茨城県利根市)	13日 9~12時頃 (6~9時間後)	氾濫危険水位(レベル4相当) に到達するおそれ

メディア等を通じて住民へ適切に注意喚起

警報への切替に先立って本省庁の合同記者会見等を開催することで、メディア等の協力を得て住民に警戒を呼びかけるとともに、SNSや気象情報等あらゆる手段で注意喚起。



イメージ



2. 過去事例を引用した警戒の呼びかけを改善

今出水期から

【令和2年出水期を目途に実施】

- 過去事例の引用は気象台が持つ危機感を伝える手段として一定の効果があることから、顕著な被害が想定されるときには必要に応じて臨機に運用。
- 特定の地域のみで災害が起こるかのような印象を与えないよう、災害危険度が高まる地域を示す等、地域に応じた詳細かつ分かりやすい解説を併せて実施。

過去事例を引用する目的

- 過去事例と同様な雨が降ること等により、甚大な災害が発生するおそれがあることを伝える。
- 過去に大きな災害をもたらした事例を引き合いに出さないといけないほど気象庁（気象台）は危機感を持っていることを伝える。
- 本庁の記者会見を受けて、各地の気象台や河川事務所等が発表する地元に特化した情報に誘導し、住民自ら取得してもらえるよう解説。

解説すべきこと

- （当時の雨量分布を示すときは）いま予想されている雨量分布に加えて、どこで尋常ではない雨により災害発生危険度が高まるかを併せて解説。
- 同じ事例であっても地域によって危機感が伝わる災害は異なることから、地域によって引用する事例が異なってもよい。
- 降雨によって起こり得る洪水や土砂災害等の現象を具体的に説明。
- 危機感を伝えるのに当時の災害映像は有効（気象台等は、事前に報道機関や河川管理者と調整して映像・画像を取得しておくことが望ましい）。
- ただし当時の被害の状況を示すときは、引用した災害とまったく同じ状況にはならないことを併せて解説。
- 引用する事例がいかに顕著な被害をもたらしたかを伝えるために、該当する内容があれば、その災害が社会に与えた影響も併せて解説。

解説にあたって留意すること

- 当時の雨量分布を単独で示すと、当時雨の多かった場所でのみ災害が発生するものと伝わってしまうおそれがある。
- 当時の被害が発生した地域を事細かに解説すると、特定の地域でのみ災害が発生するものと伝わってしまうおそれがある。

2. 地域に特化した情報が確実に伝わるように改善

今出水期から

〔令和2年出水期を目途に実施〕

- ▶ 過去事例を引用した本庁記者会見等の中で、住民等が地域に特化した情報を取得するよう呼びかけるとともに、住民等により危機感が伝わるよう地元気象台等における地域に応じた詳細かつ分かりやすい解説を強化。

気象庁本庁は記者会見等を通じて
報道のきっかけを提供



東京

全国を対象とした
本庁記者会見等から
地元気象台等が
発信する地域に応じた
詳細かつ分かりやすい
解説に誘導

関係機関と連携して地域に密着した
情報発信を強化



高松

(地方整備局・気象台の
合同記者会見)

気象台等は地域に密着した情報発信を強化

平成30年 台風第24号に関する愛媛県気象情報 第9号
平成30年9月30日18時40分 松山地方気象台発表
(見出し)

西条市と東温市を中心に、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっています。土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所に移るなど、躊躇なく適切な防災行動をとってください。

松山

(地方気象台発表の
気象情報)

3. 大雨特別警報の新たな基準値の設定

7月中旬から順次

〔令和2年出水期を目途に実施〕

➤ 何らかの災害がすでに発生しているという警戒レベル5相当の状況に一層適合させるよう、災害発生との結びつきが強い「指数」※を用いて大雨特別警報の新たな基準値を設定し、大雨特別警報の精度を改善する取組を推進。

※ 土壌雨量指数・表面雨量指数・流域雨量指数

- ✓ 新たな基準値による大雨特別警報(土砂災害)の運用地域を、令和2年出水期から順次拡大。
- ✓ 大雨特別警報(浸水害)についても、新たな基準値による運用開始に向け、検討を進める。

大雨特別警報の新たな基準値は、

土砂災害：大規模または同時多発的な（一定の領域に集中的に発生する）土石流等

浸水害：大規模な床上浸水等を引き起こす水害（大河川の氾濫は含まず）

を基に設定する方向性で過去事例を選定し、当該事象が発生した時間帯の指数値を基準値案とする考え方を軸として検討を進める。

基準値案の設定に用いる主な災害の候補事例

<土砂災害>

現象	発生日	発生地域
平成24年7月九州北部豪雨	7月12日	熊本県阿蘇市等
	7月14日	福岡県八女市
平成25年台風第26号	10月16日	東京都大島町
	8月17日	兵庫県丹波市
平成26年8月豪雨	8月20日	広島県広島市
	7月5日	福岡県朝倉市～東峰村
平成29年7月九州北部豪雨	7月6日	広島県広島市、呉市、坂町等
	7月7日	愛媛県宇和島市
令和元年東日本台風	10月12日	宮城県丸森町

<浸水害>

現象	発生日	発生地域
平成23年台風第12号	9月4日	和歌山県那智勝浦町
平成28年台風第10号	8月30日	岩手県岩泉町
平成29年7月九州北部豪雨	7月5日	福岡県朝倉市
	8月28日	佐賀県佐賀市等
令和元年東日本台風（台風第19号）	10月12日	宮城県丸森町

3. 特別警報を待ってはならないことが伝わる表現で呼びかけ

今出水期から

- 大雨特別警報の予告や発表の際、特別警報を待ってから最善を尽くせば助かるかのような印象を回避するため、特別警報を待ってから避難するのでは命に関わる事態になるという「手遅れ感」が確実に伝わる表現に改善。
- 大雨特別警報の位置づけと役割について、継続的に周知を実施。

これまでの呼びかけ

特別警報未発表市町村

「特別警報の発表を待つことなく、地元市町村からすでに発令されている避難勧告等（警戒レベル4）に直ちに従い緊急に身の安全を確保してください。」

特別警報発表済み市町村

「災害がすでに発生している可能性が極めて高く、直ちに命を守るために最善を尽くす必要のある警戒レベル5に相当する状況です。」

改善

改善後の呼びかけ

レベル5相当の「手遅れ感」が伝わるように

特別警報未発表市町村

「特別警報の発表を待ってから避難するのでは手遅れとなります。特別警報の発表を待つことなく、地元市町村からすでに発令されている避難勧告等（警戒レベル4）に直ちに従い緊急に身の安全を確保してください。」

特別警報発表済み市町村

「災害がすでに発生している可能性が極めて高く、警戒レベル5に相当する状況です。もはや命を守るために最善を尽くさなければならない状況です。」

3. 大雨特別警報の発表基準の改善

7月中旬から

(台風要因の基準のみによる発表を見直し、雨量の基準に一本化)

【令和2年出水期を目標に実施】

- 大雨特別警報のうち、台風等を要因とするもの※は、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い(警戒レベル5相当の)雨を要因とするものに統一。 ※台風等の中心気圧や最大風速の発表基準によるもの
- 伊勢湾台風級の台風が上陸するおそれがある場合には、早い段階から記者会見等を開催するとともに、24時間程度前に開催する記者会見において、台風の接近時の暴風や大雨等による災害に対して極めて厳重な警戒が必要であることを呼びかける。



時間の流れ

警戒レベル
(●の地点)

	【レベル1】	【レベル2】	【レベル3相当】	【レベル4相当】
現在	早期注意情報	大雨・洪水注意報 危険度分布:黄	台風等を要因とする 大雨特別警報 赤	土砂災害警戒情報・氾濫危険情報 うす紫 濃い紫 (土砂災害)
改善案	早期注意情報	大雨・洪水注意報 危険度分布:黄	大雨・洪水警報 赤 大雨災害発生の危険度が高まる旨も しっかりと解説。	土砂災害警戒情報・氾濫危険情報 うす紫 濃い紫 (土砂災害)

台風要因の大雨特別警報の発表は行わず、通常の警報とする

※ 台風等を要因とする大雨以外の特別警報についても、今後の整理を検討していく。

4. 「危険度分布」の市町村におけるさらなる活用を促進

【令和2年出水期から順次実施】

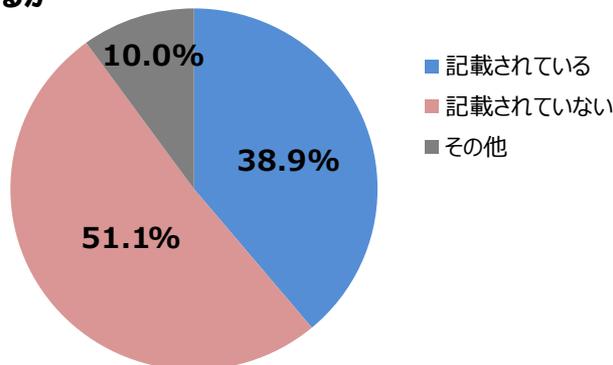
- 適中率向上を目指し、関係機関と連携して災害発生に関する信頼できるデータを蓄積し、警報等の対象災害を精査すること等により、「危険度分布」の基準の見直しを実施し、避難勧告の発令基準等への「危険度分布」のさらなる活用を促進。 **土砂：5月26日から浸水・洪水：8月から**
- 地域特性を踏まえた避難勧告等の発令判断支援のため、平時からの「あなたの町の予報官」による解説や気象防災データベースの活用等、危険度分布等の防災気象情報をより活用していただくための取組を強化。

随時

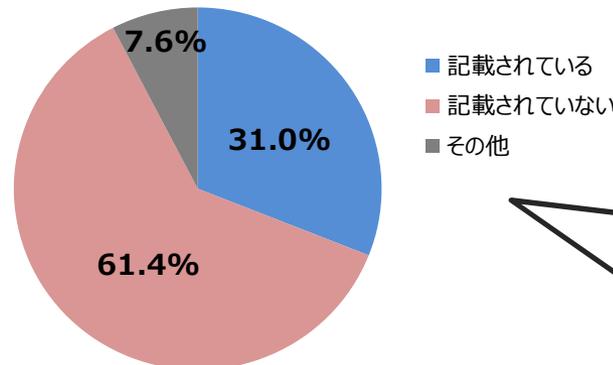
気象庁アンケート

- 特定の格子だけで「警戒」（警戒レベル3相当）になることが多いが災害との対応は悪いので、大雨警報の基準の見直しを行っていただきたい。（徳島県A市）
- 一部の河川で「警戒」（警戒レベル3相当）が出たが、当該流域のライブカメラで確認しても、水位の上昇が全く見られなかった。（大阪府A市）

「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」の「非常に危険」（警戒レベル4相当）を避難勧告判断マニュアル等に記載しているか



「洪水警報の危険度分布」又は「流域雨量指数の予測値」を避難勧告判断マニュアル等に記載しているか



避難勧告等の判断マニュアル等への記載については、依然として十分とは言えない。

※令和元年房総半島台風・東日本台風等による大雨・暴風に関する気象庁実施アンケート結果より集計（回答自治体数は756）

適中率向上を目指し、「危険度分布」の基準の見直しを実施することにより、さらなる活用を促進。

4. 「危険度分布」を住民自ら避難の判断に利活用できるよう広報を強化

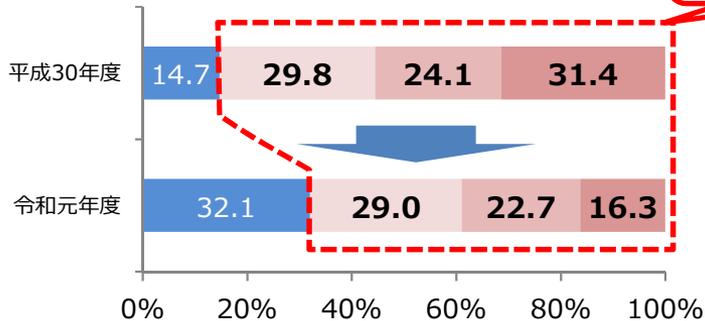
随時

〔令和2年出水期を目途に実施〕

➤ 「危険度分布」を住民自ら避難の判断に利活用できるよう、「危険度分布」の認知度・理解度を上げるための広報をさらに強化。

気象庁アンケート

あなたは、「危険度分布」をご存じでしたか



依然として認知度・理解度は低い。

- 名前を知っており、内容も理解していた
- 名前は知らなかったが、このような情報があることは知っていた
- 名前は知っていたが、このような情報は知らなかった
- 全く知らなかった

※1 「気象情報の利活用状況等に関する調査報告書」(平成31年3月)より集計 (回答数は2000)。
 ※2 「気象情報の利活用状況等に関する調査報告書」(令和2年公表予定)より集計 (回答数は2000)。

リアリティのある動画で周知広報

～気象科学館でも上映～



リアリティのある動画で周知広報

虎ノ門新庁舎に新たに開館する気象科学館 (イメージ)

SNS等の活用による積極的な広報



インフルエンサー等による強力な広報の実施



子ども向け「危険度分布」リーフレット



幅広い年代への周知広報を強化

イメージ

4. 「危険度分布」で本川の増水に起因する内水氾濫の表示を改善

〔令和2年出水期を目途に実施〕

- 「危険度分布」において「本川の増水に起因する内水氾濫（湛水型の内水氾濫）の危険度」も確認できるよう、本川流路の周辺にハッチを掛けて危険度を表示するように改善する。
- 雨が降っていない場合であっても、本川の流域雨量指数が一定の値に到達した場合には、支川氾濫の危険度の高まりについて自治体への連絡等を実施するよう改善。

5月28日から

今出水期から

改善案（イメージ）

洪水警報の危険度分布



- 指定河川洪水予報
- 水位情報(川の防災情報)



平成30年7月豪雨の被害状況
 ○由良川沿川の舞鶴市、福知山市において浸水被害が発生。
 （※床上浸水 合計約170戸、床下浸水 合計約600戸）



平成30年7月豪雨の概要（近畿管内）《第8報》
 平成30年8月10日近畿地方整備局

本川の増水に起因する内水氾濫（湛水型の内水氾濫）の危険度
 （河川の増水によって周辺の支川・下水道からの排水ができなくなることで発生する内水氾濫は洪水被害のおそれがあると認められるときに発表。

- 警戒【警戒レベル3相当】
- 注意【警戒レベル2相当】

ハッチ表示はON/OFFできるようボタンを追加（デフォルトOFF）



ボタンON時に凡例を表示

5. 暴風災害に対する呼びかけを改善（1）

【令和2年出水期を目途に実施】

- 暴風災害に対する強い危機感が確実に伝わるよう、暴風により起こりうる被害を分かりやすく解説するとともに暴風時に取るべき行動も併せて解説を実施。 **今出水期から**
- このほか、暴風特別警報について、一律に「伊勢湾台風」級の台風等が来襲する場合に発表しているものを、地域毎に発表基準を定める※1ことができないか検討を進める※2。

※1 建築基準法の風荷重規定の基準風速として50年に1度の風速（例：千葉県38m/s）を参考とすることも一案。

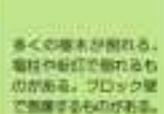
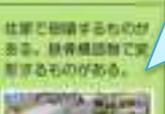
※2 台風等を要因とする暴風以外の特別警報についても、今後の整理を検討していく。

暴風災害に対する呼びかけ改善の方向性

- ✓ 起こり得る被害に言及した「風の強さと吹き方」の表を記者会見や台風説明会で積極的に活用。
- ✓ 「一部の住家が倒壊するおそれもある40メートルの風速」といった呼びかけを積極的に実施。
- ✓ 暴風時に取るべき行動も併せて解説。

風速と起こりうる被害の対応表

※ 日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成。

平均風速 (m/s) およびその範囲	人への影響 走行中の車	屋外・樹木の様子	建築物	およその 瞬間風速 (m/s)
35~40 約140km/h	走行中のトラックが 横転する。 	多くの樹木が折れる。 電柱や電灯が折れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	外装材が工務品にわたって舞散り、ガラスが飛ぶものがある。 	50
40~			住家で倒壊するものがある。鉄骨構造で実用するものがある。 	

記者会見や
台風説明会等で
積極的に活用。

暴風時に取るべき行動の呼びかけ

※ 竜巻に関するリーフレットより。



5. 暴風災害に対する呼びかけを改善（2）

令和2年9月から

【令和2年9月に実施予定】

- 台風が発達すると予想される熱帯低気圧の段階から、5日間先までの台風進路・強度予報を提供するよう改善を図る。（9月予定）

発達する熱帯低気圧に関する情報の充実

現行

令和元年房総半島台風
(台風第15号)での事例



1日先以降の予報がなく、事前対策が取れない

台風になる前の熱帯低気圧

台風となる前から予報を提供

房総半島台風のような非常に強い台風が、より日本近辺で発生した場合、災害への事前対策が間に合わない可能性がある。

改善後

5日先までの予報を提供



強い勢力で接近することが分かり、事前対策が取れる

熱帯低気圧の段階から5日先までの予報を提供

今後も、日本近海で台風が発生するおそれ

台風になる前の段階から5日先までの予報を提供し、地域におけるタイムライン等の防災対応を支援する。

日本付近で発生する台風に対しても、十分事前から具体的な対策がとれるようにし、被害の縮減を図る。

- 気象情報等で、直前の予報や発表情報からの重要な変更が生じた場合には、その旨確実に強調して解説するよう改善。
- 引き続き予測精度の向上に努める。

予想が大きく変わった場合の解説の改善の方向性

- ✓ 直前に発表した情報に記載した予想雨量や対象地域から大きく変わった場合には、臨時の気象情報（短文形式や図形式）を発表してその旨を明示し、SNSも併用して周知に努めるほか、予想に反して多大な災害発生が切迫している場合には緊急記者会見の実施も検討。
- ✓ 直前に発表した情報に記載した予想雨量や対象地域から大きく変わった場合には、市町村に対してホットライン等により、重要な変更について丁寧に解説。
- ✓ 自治体はどのようなタイミングで、どのような情報を必要としているのかの把握に努め、予測が困難な現象があることについて、平時から周知に努める。

5. 気象キャスターとのさらなる連携の強化

随時

〔来出水期を目途に実施〕

- 気象キャスター等が、水害・土砂災害の情報や河川の特徴等、気象情報だけでなく災害情報についても発信できるよう、河川・砂防部局等と協力し、気象キャスターや報道機関、ネットメディア等との意見交換や勉強会等の実施を通じた連携を各地で推進

新型コロナウイルス対策により通常の講習会等開催が厳しいことを踏まえ、講習形式の動画を配信

住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザードリスク情報共有プロジェクト

～天気予報コーナー等での地域における災害情報の平常時から積極的解説～

日常生活予報コーナー等での地域における災害情報の平常時から積極的解説

自治体職員と気象キャスターとの平常時から連携を強化し、雨降や台風シーズン際の早稲の天気予報や気象情報の放送時に、気象キャスターがその地域に特化したハザード情報、リスク情報、水害・土砂災害情報等、河川の特徴や観測所の見方等を解説する。



災害情報についても気象キャスターが発信できる連携を各地で強化

(具体例)
大雨時にメディアが利用可能な解説する資料を事前に作成し、事前配布する等。



地方メディア連携協議会

～近畿地方整備局・大阪管区気象台の例～



報道機関や気象キャスターとの勉強会

～名古屋地方気象台の例～



～台風・豪雨から「自らの命は自らが守る」基本的な知識ととるべき行動を学ぶ～

eラーニング教材の特徴

- ・ 時間や場所を気にせず誰でも自由に受講できるよう、気象庁ホームページで公開。
- ・ 5つのステップで、自宅の災害リスク、いつ、どこへ避難すべきか*を学習。
- ・ 各ステップごとのふりかえりテストで、重要ポイントを確認しながら学習。
- ・ 誰でもスムーズに学習できる、動画（各15～20分程度、音声解説付）形式の教材。
- ・ できるだけ一方的な説明・解説を避け、受講者にも一緒に考えてもらう教材。

※ 内閣府が「避難の理解力向上キャンペーン」として全国展開する「避難行動判定フロー」「避難情報のポイント」を基本とする内容
(内閣府公開資料) <http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/campaign.pdf>



音声解説付き動画教材
(教材イメージ)

学習する5つのステップ

01. 避難の理解からはじめよう
(避難を行うためのポイントを理解しよう)
02. あなたの家は大丈夫？
(あなたの家の災害リスクを知ろう)
03. どこに逃げたらいい？
(大雨の時の避難先)
04. 避難するときどうする？
(避難にかかる時間を考えよう)
05. いつ逃げたらいい？
(あなたの避難のタイミングを考えよう)

台風・豪雨時に備えて
・ 自宅の災害リスク
・ いつ避難すべきか
・ どこへ避難すべきか
...が学べます。



パソコンやスマホ等で
時間や場所を気にせず
自由に受講
(住民の皆さん)

アドレス : <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/jma-el/dounigeru.html>

今回公開する教材に対する受講者からの意見等を踏まえつつ、自主防災組織（自治会）、学校など、様々な団体やグループで学習できるよう、今回の教材の内容をベースとした参加型（ワークショップ）教材を、令和2年秋公開を目指して制作する計画

※本教材は、諏訪清二先生（兵庫県立大学 特任教授、防災学習アドバイザー・コラボレーター）の助言を受けながら制作しました。